

上智大学大学院応用データサイエンス学位プログラム
設置の趣旨等を記載した書類 添付資料

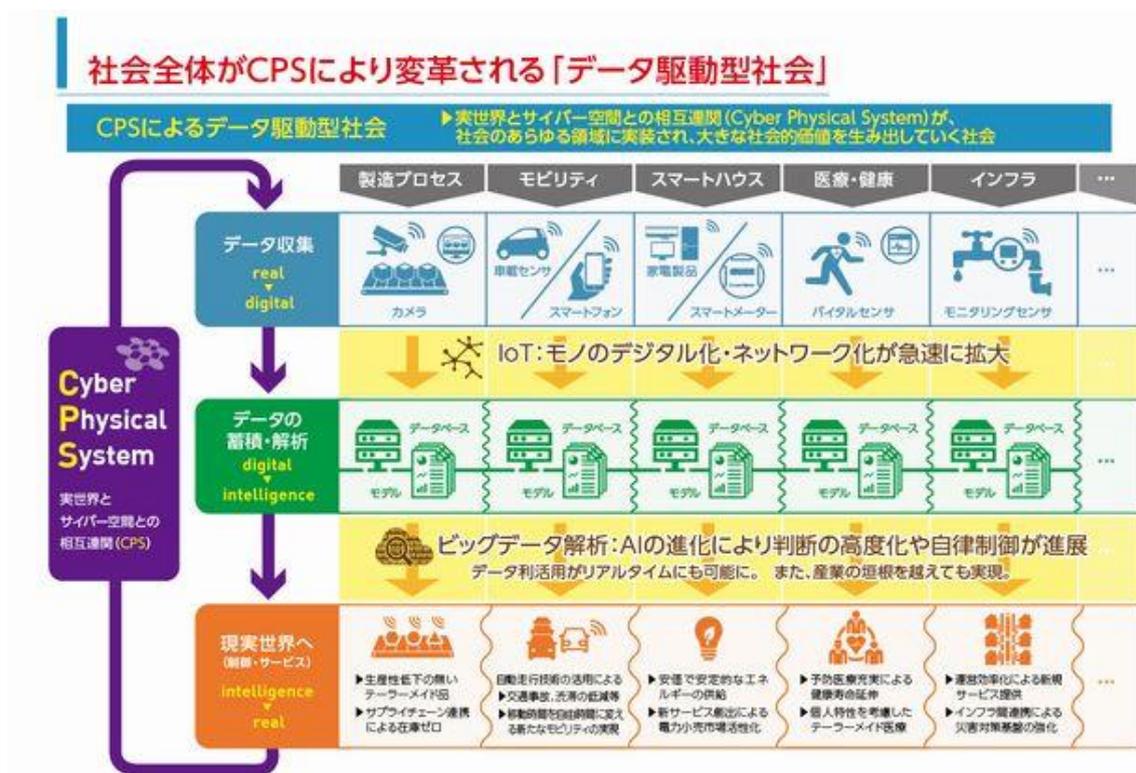
目 次

資料 1	データ駆動型社会
資料 2	シチズンデータサイエンティスト
資料 3	DX 人材育成の課題
資料 4	企業におけるデータサイエンス分野人材の状況について
資料 5	DX 人材育成における大学の役割
資料 6	リカレント教育について
資料 7	リスクリングの場と機会の形成 について
資料 8	高度 ICT 人材育成・拡充を進める際の視点
資料 9	AI 戦略 2019
資料 10	上智大学 2022 年度履修要覧（学部科目編）
資料 11	データサイエンスプログラム（スタンダードコース、アドバンストコース）
資料 12	全学科共通科目について（2022 年次生）
資料 13	養成する人材イメージ①
資料 14	養成する人材イメージ②
資料 15-1	人材獲得に苦慮する企業が多い現状
資料 15-2	IT 分野の人材不足見込み
資料 16	2050 年の労働需要推計
資料 17	想定する入学者と修了後の進路
資料 18	Applied Data Science を修士レベルで学位名称・専攻名称としている海外の主な大学
資料 19	カリキュラム・マップ（DP/CP と各科目の関係性）
資料 20	新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申（平成 17 年 9 月 5 日）中央教育審議会 P6～7
資料 21	同上 P9（基本的な考え方を支える諸条件について）
資料 22	同上 P38（学修・研究環境の改善及び流動性の拡大）
資料 23	導入演習ローテーションモデル
資料 24	応用データサイエンス学位プログラム研究 指導体制
資料 25	履修イメージ
資料 26-1	履修モデル（概念モデル）
資料 26-2	履修モデル（具体的な履修モデル）
資料 27	上智大学学位規程（一部抜粋）
資料 28	上智大学学術研究倫理に関するガイドライン

資料 29	上智大学研究費の適正な使用・管理のガイドライン
資料 30	上智大学人を対象とする研究に関する倫理委員会規程
資料 31	基礎となる学部との関係ー学部・大学院の配置と学位分野(領域)のつながり
資料 32	基礎となる学部との関係ー教員組織編成(所属学部および所属大学院との関係)
資料 33	応用データサイエンス学位プログラム(修士課程) 時間割(案)
資料 34	上智大学科目等履修生規程
資料 35	上智大学聴講生規程
資料 36	上智大学院担当教員選考基準及び審査手続に関する規程
資料 37	上智学院就業規則
資料 38	上智学院非常勤講師就業規則
資料 39	15号館資料
資料 40	キャンパス改善に向けた取り組み
資料 41	応用データサイエンス学位プログラム運営委員会内規【案】
資料 42	上智大学における教育研究の質保証に関する規程
資料 43	2021年度FD活動状況
資料 44	「教皇フランシスコからのメッセージ『叡智の座の大学』で学ぶ者へ」を開催
資料 45	2021年度に実施した「教学の方針・進捗に関する説明会」内容一覧

【資料1】「データ駆動型社会」

「データ駆動型社会」という用語は、経済産業省が、IoT、ビッグデータ、AI等のITの技術革新がもたらす産業構造・ビジネスモデルの大変革を見据え、必要な取組を検討するため、2014年12月に産業構造審議会商務流通情報分科会の下に「情報経済小委員会」を設置し、その中間取りまとめとしての報告書タイトルで登場した。



出典：経済産業省公式サイト

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/joho_keizai/20150521_report.html

(令和4年9月1日閲覧)

【資料2】「シチズンデータサイエンティスト」

渋谷直正「データ分析できる『シチズンデータサイエンティスト』が飛躍」(2019年1月7日付『日経クロストrend』)によると、「シチズンデータサイエンティスト」は、2017年に米調査会社ガートナーが提唱した概念で、分析の専門家ではないが、Excelを使うように分析ツールを駆使し、データ分析を行うビジネスパーソンを意味する、との解説がされている。

出典：2019年1月7日付『日経クロストrend』ウェブサイト

<https://xtrend.nikkei.com/forum/00008/00041/>

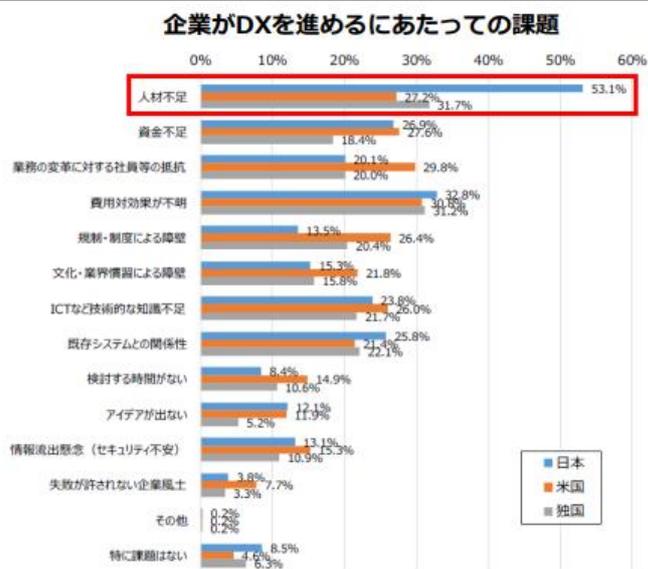
(令和4年9月1日閲覧)

【資料3】 DX 人材育成の課題

内閣官房教育未来創造会議提言「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和4年5月10日）の「参考データ集」より。

企業はDXを進めるにあたり、人材不足に課題を感じている

○アメリカやドイツと比較して、日本は企業のDXの取組を進めるにあたっての課題として、「人材不足」を挙げている企業が圧倒的に多い。



（出所）総務省委託調査「デジタル・トランスフォーメーションによる経済へのインパクトに関する調査研究報告書（株式会社情報通信総合研究所）」（2021年3月）

出典：内閣官房公式サイト

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/pdf/sankou.pdf>

（令和4年9月1日閲覧）

【資料4】企業におけるデータサイエンス分野人材の状況について

AERA dot. サイト内 Campus AERA ページでは、「大学×企業でニッポンの未来を考える」と題して開催された座談会の内容が公開されている

どの企業においてもデータサイエンス分野の人材のニーズは高まりを見せているようだが、人材獲得には苦戦している様子が紹介されている。

(座談会「AI・データサイエンスの未来～Part2 求められる人材とは？」より抜粋。企業名は伏せた。)

ー日本ではデータサイエンス分野の人材が少ないと耳にしました。実際、現場の実感ではどうですか。

A. (企業担当者 A) 最近はどの会社においてもこの分野の人材のニーズの高まりを見せているようです。当社では医薬品の研究・開発から製造、販売、販売後調査に至るまで、全ての段階でデータを活用しています。

A. (企業担当者 B) 同じような状況です。ある程度データサイエンスの知識と実務経験があり、チームワークで課題を解決に導ける人材を探していますが、なかなか見つかりません。

出典：Campus AERA「大学×企業でニッポンの未来を考える」

<https://dot.asahi.com/ad/21092101/>

(令和4年9月1日閲覧)

【資料5】 DX 人材育成における大学の役割

内閣官房教育未来創造会議提言「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和4年5月10日）本文より抜粋。

（pp. 16-17）

～STEAM 教育の強化・文理横断による総合知創出～

・全学的なデジタルリテラシーの向上に向けた基礎素養としてのデータサイエンス等の履修促進や既存の理工系大学等における現職・実務家教員向けのリスキル・プログラムの開設を支援する。その際、オンラインを積極的に活用して優れた授業を活用する単位互換や研修を促進する。

（pp. 30-35）

～（2）学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備～

デジタル化の急速な進展等を目の当たりにし、社外も含めた教育機会やリソースの活用による学び直しを希望する社会人は一定程度存在する。他方で、そのための時間や費用が確保できないことに加え、自己啓発の結果が社内で評価されなかったり、休暇取得・定時退社・早退・短時間勤務の選択等が会社の都合でできなかったりするなど、職場を離れて学ぶことへの抵抗感や不安感などが、学び直しを阻害する要因となっている。

特にデジタル等成長分野について学ぶ意欲がある人への支援を充実するとともに、意欲のある人が学び直しに躊躇しない環境を整備する。

<具体的取組>

～（4）企業・教育機関・地方公共団体等の連携による体制整備～

誰もが学び直しができる社会を実現するためには、学び直しに意欲がある人を受け止め、学び直してもらう場を社会全体で構築していくことが不可欠である。しかしながら、企業においては従業員を送り出す体制が、大学等においては社会人を受け入れる体制が十分に整備されていない。こうしたことを背景として、我が国の大学・大学院における社会人の入学者の割合は、諸外国に比べて低い状況にある。

このため、産学官、すなわち、企業、大学・高専・専門学校等の教育機関、地方公共団体等がリカレント教育について対話、連携するための場を形成し、地域における人材の活躍に向けて人材の育成・確保のための総合的な支援等を行うとともに、企業、大学等においてリカレント教育の位置付けを明確にした上で強化していくための体制を整備する。また、地域においても企業や地方公共団体等が抱える課題を解決していくための人材育成を進める。

<具体的取組>

③ 大学等におけるリカレント教育の強化

- ・デジタル・グリーン等成長分野やスタートアップ、新規事業創出等新たな価値を創造する人材の育成に関するプログラムの開発を支援する。
- ・大学等において、産業界や地域のニーズに合ったリカレント教育を推進するため、企業や地方公共団体等と必要な人材像や求めるプログラム等について議論する場を設け、継続的なリカレント教育実施に向けた支援を行う。
- ・リカレント教育推進に向けた実務家教員や専任教員の配置、組織の整備など、産業界を巻き込んだリカレント教育を実施する大学の仕組みづくりを支援する。

出典：内閣官房公式サイト

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/index.html>

(令和4年9月1日閲覧)

【資料6】リカレント教育について

国公立大学と経団連の代表者により構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」の2021年度報告書（2022年4月18日付）『産学協働による自律的なキャリア形成の推進』では、同会が検討対象とする「リカレント教育」とは、リスキリングも含むもので、主に大学院レベルを想定していることが明記されている。

受講形態に関して、従業員側は講座受講の成果を示すものとして学位の取得の必要性を感じていることが窺われる。

また、各分野の人材育成について、数理・データサイエンス・AI分野では社内教育の難しさから社外に人材そのものあるいは育成手段を求めていることが窺われる。

*採用と大学教育の未来に関する産学協議会 HP 内「2021年度報告書」より抜粋

～2021年度における検討の視点～

(P.4) ◆産学協議会が検討対象とする「リカレント教育」

- ① 従業員が自身のキャリアアップやキャリアチェンジのためにスキルや専門性を高めるべく大学等で学ぶもの
- ② 企業が人材育成戦略や競争力強化の一環として、従業員を大学等に派遣し、スキルや専門性の向上を目指すもの
 - ・いわゆるリスキリングを包含した形で、主に大学院レベルを想定して検討

(P.9) 【C】実施（受講）形態の改善

学位について

- ・リカレント教育推進の観点からも、今後、産学双方にとって、より意義のある単位・学位のあり方を検討していくことが重要

・【企業側意見】

受講する社員個人にとっては、受講の成果を示す学位等、何らかのサーティフィケーションは有用との指摘

・【大学側意見】

質保証や学位の相互承認・単位互換に関する大学側の方針について、企業をはじめ学外の者でも理解できるよう、各大学による取組みの「見える化」等の工夫が必要。企業側も、大学教育の仕組みや質、学位制度等の理解に努めるべき

出典：採用と大学教育の未来に関する産学協議会 2021年度報告書『産学協働による自律的なキャリア形成の推進』（2022年4月18日付）

https://www.sangakukyogikai.org/files/ugd/4b2861_80df016ea6fe4bc189a808a51bf444ed.pdf

（令和4年9月1日閲覧）

【資料 7】 リスキリングの場と機会の形成について

経済産業省の審議会・研究会のひとつである「第 1 回 デジタル時代の人材政策に関する検討会」（2021 年 2 月 4 日開催）における資料「デジタル人材に関する論点」で、リスキリングを含めすべての人に対して学び（直し）の機会が拡充されることの重要性、人材が積極的に「学びなおす」ことを可能とする取組の必要性について提言されている。

*経済産業省ウェブサイト内「第 1 回 デジタル時代の人材政策に関する検討会報告『デジタル人材に関する論点』」資料 3 より抜粋（令和 3 年 2 月 4 日）

(P. 8)

3. 組織内外におけるリスキリング

【論点】

(1) 企業・組織の人的資源確保

- ・ ミッションから必要な役割を特定し、人材を確保することが競争を勝ち抜く上でより重要ではないか。
- ・ データとドメイン知識を掛け合わせられる人材を確保するためには、コストやスピードを考慮すると、外部からの獲得だけでなく、内部人材のリスキリングが重要ではないか。
- ・ データとドメイン知識の掛け合わせを実践できる場として、リスキリングに積極的な企業に人材が集まりやすくなるのではないか。（逆に、人材側の動きが企業の DX を促進することも考えられないか。）

(2) 組織外での学習環境

- ・ 組織内のリスキリングの場だけでなく、学生、若手から高齢者まで、すべての人に対して学び（直し）の機会が拡充されることも重要ではないか。
- ・ 簡単に安価に即時に利用できるオンライン学習環境が求められるのではないか。
- ・ 教育実施に向けて、デジタルに関する BOK は重要。
- ・ 課外活動（IT 関連の部活動）への支援など、必要に応じて、教育の現場に産業界からの専門的知見が供給されることも重要。

(3) リスキリングの場と機会の形成

- ・ OJT によるリスキリングの場が不足している。企業の垣根を超えて実践できる場づくりが必要ではないか。
- ・ リカレント教育（社会人大学院）もまだまだ少ない（フルタイムで仕事をしながら学ぶことが物理的に難しい）。

- ・ アメリカのように「転職」を前提として「大学院」に入ってスキルを取得する、といった流れが日本にはない。人材が、積極的に「学びなおす」ことを可能とする取組や仕組を検討してくべきはないか。

出典：経済産業省「第1回 デジタル時代の人材政策に関する検討会」内の「資料3 デジタル人材に関する論点」

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_jinzai/pdf/001_03_00.pdf

(令和4年9月1日閲覧)

【資料8】 高度 ICT 人材育成・拡充を進める際の視点

総務省「データ駆動型社会の実現に向けた高度 ICT 人材に関する調査研究」では、データサイエンティストの育成・拡充にあたり必要な視点として、「学習機会の拡大」「務に近い経験の充実」「最先端人材の拡充」が挙げられている。

活用・育成の視点		取組促進のための方向性	国内・海外先進事例からの具体的示唆
最先端人材の拡充	最先端	①雇用方法・形態の変更による待遇改善	①ジョブ型雇用によって高度なデータサイエンティストのベース待遇をアップさせている。副次的に、人材の流動性向上と将来的な知名度向上・人材増加を見込むことも出来ている。
実務に近い経験の充実	実践	②データサイエンス専門のインターン・ハッカソンなどの開催 ③社会人のデータサイエンス学び直し	②企業側がインターンやハッカソンを開催し、学生が実務に近いデータや体験に触れる機会を増やしている。 ③MBAなどで社会人がデータサイエンスを学ぶことで、実務的な視点をもったまま知識・技術を習得できる。
学習機会の拡大	リテラシー	④企業から大学への実務経験のあるデータサイエンティストの招致 (※実践人材、リテラシー人材両面で有用) ⑤既存教材の周知と社会人教育のマネタイズ	④企業でデータ分析経験のある人材に講師などを依頼。受講した学生にデータサイエンス活用の全体像の理解を促すことが可能。 ⑤学生・社会人向けに既存カリキュラムやオンライン教材を周知。社会人教育は、大学が子会社などを通じてマネタイズしている。

出典：総務省公式サイト内掲載の「データ駆動型社会の実現に向けた高度 ICT 人材に関する調査研究－最終報告書－」（株式会社野村総合研究所コンサルティング事業本部 DX コンサルティング部 社会システムコンサルティング部）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/index.html>

（令和 4 年 9 月 1 日閲覧）

【資料9】 AI 戦略 2019

「数理・データサイエンス・AI」の基礎知識は、全国民が習得し、あらゆる分野で活躍できる人材となることを目指すとしている。また、リテラシーレベルでは、中等教育からの導入を目標としている。

*内閣府 HP「AI 戦略 2019」より抜粋

(pp. 9-13)

～AI 戦略【主な具体目標と取組】～

戦略目標の達成に向けて、「未来への基盤作り」、「産業・社会の基盤作り」、「倫理」の各分野（教育改革、研究開発、社会実装、データ、デジタル・ガバメント、中小・新興企業支援、社会原則）における各具体目標と取組を特定

「未来への基盤作り」

・教育改革

<主な具体目標>

・デジタル社会の「読み・書き・そろばん」である「数理・データサイエンス・AI」の基礎などの必要な力を全ての国民が育み、あらゆる分野で人材が活躍

<主な取組>

- ・リテラシー：外部人材の積極登用、生徒一人に端末一台
- ・応用基礎：AI×専門分野のダブルメジャーの促進
- ・エキスパート：若手の海外挑戦拡充、AI 実践スクール制度
- ・優れた教育プログラムを政府が認定する制度の構築

→育成目標（2025 年）

・リテラシー：50 万人/年（大学・高専卒業生全員）・100 万人/年（高校卒業生全員・小中学生全員）

- ・応用基礎：25 万人/年（高校の一部・高専・大学の 50%）
- ・エキスパート：2,000 人/年
- ・トップクラス育成：100 人程度/年

出典：内閣府「AI 戦略 2019」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/aistratagy2019.pdf>

（令和 4 年 9 月 1 日閲覧）

上智大学
履修要覧
〔学部科目編〕

2022年度

出典：上智大学公式サイト

https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/risyu/g_youran/2022gakubuyoran.html

（令和 4 年 9 月 20 日閲覧）

※【資料 11】【資料 12】も出典は同じ。

データサイエンスプログラム

※ 本プログラムは2024年度をもって終了する。履修を希望する者は計画的に履修すること。

グローバル社会で必須な素養であるデータ分析や情報を活用できる力を養うことを目的として開講するプログラム（科目群）です。全学共通科目（選択科目）として開講されます。

このプログラムは、基礎科目・応用科目からなり、経営の視点に立ったデータ活用法を体系的に学ぶことができます。所定の科目を履修した場合、プログラム履修証明を発行します。

応用科目は社会人とともに学ぶ講座です。なお、基礎科目だけの履修も可能です。

<プログラムの概要>

●基礎科目

①「データ活用と経営戦略（データサイエンス基礎）」2単位（秋学期開講）

内容：企業が直面するさまざまな経営課題を時間的・空間的に俯瞰し、課題の本質と経営戦略との関係理解を深めながら、データ活用がどのように進化し、経営に貢献しているかについて学ぶ。

②「ビジネスデータ分析理論（データサイエンス基礎）」2単位（秋学期開講）（旧「ビジネスデータ分析入門」）

内容：ビジネスデータ分析の活用事例の理解から始め、データ分析を行う上で必要となる基礎事項の理解を深めるとともに、データ分析において必要となる分析手法の基礎理論の理解を目指す。

※なお、本講義では和記号、積分記号、指数関数などある程度の数学的知識を有することを前提とするため、特に微積分（数Ⅱ）、データの分析（数Ⅰ）を履修し理解していること。統計学に関する入門レベルの科目を履修していることが望ましい。

●応用科目

③「ビジネスデータ分析実践（データサイエンス応用）」2単位（夏期集中講義）[2018年度にて終了]

内容：実際のビジネスにおけるデータ活用について、「ビジネスデータ分析入門」で学んだ内容を踏まえて実習形式で体得することを目指す。

④「プロセスマイニング実践講座」2単位（2Q開講 [夏期集中講義]

内容：IoTやAIなどのデジタル化に必要となる最先端なデータ活用技術であるプロセスマイニングを、Celonis社のアカデミッククラウド及び教材を用いて、実習方式で最先端なデータ活用を体得することを目指す。

開講時期：夏期集中講義として、2021年9月に開講予定です。

履修条件：「データ活用と経営戦略」、「ビジネスデータ分析入門」（2016年度まで開講）、「ビジネスデータ分析理論（2017年度から開講）」のうち1科目を履修し、その成績評価がB以上であること。

⑤「アナリティクスによる事業戦略（データサイエンス応用）」2単位（春学期開講）

内容：ビッグデータを活用している最先端の業界の実務担当者を講師とする、ケーススタディ型の講義科目。取扱う業界の分野例：流通・広告・アパレル・コールセンター業など（予定）

履修条件：「データ活用と経営戦略」、「ビジネスデータ分析入門（2016年度まで開講）」または「ビジネスデータ分析理論（2017年度から開講）」を履修済の学生が、優先的に履修可能。

上記①②③④⑤（③、④についてはいずれかの1科目）の4科目の履修・単位修得をもってプログラム修了とし、履修証明書を発行します。証明書発行希望者は基盤教育センター（2号館1F）に申し出ること。

データサイエンスプログラム（スタンダードコース、アドバンストコース）

1) データサイエンスプログラムとは

本プログラムは、現代の高度な情報化社会や新たなSociety5.0に対応するために、全学共通科目のデータサイエンス科目群を中心に体系化することにより、文系・理系を問わず数理・データサイエンス・人工知能（AI）に関する知識や技術、倫理等について学修する機会の提供を目的としている。学生は本プログラムの修了によって修了認定証を受領し、本学における数理・データサイエンス・AI教育の基礎及び応用的内容を学修したことを証明することができる。本プログラムでは基礎及び応用的内容の段階に応じて、スタンダードコースとアドバンストコースの2つのコースを置く。

2) 受講対象者

すべての学部生を対象とする。

3) 到達目標

〔スタンダードコース〕

現実社会で広く活用される数理・データサイエンス・AIの基本的な知識・技術及び倫理等を学び、さらにそれを各専門分野に繋げるための応用基礎力を養う。

〔アドバンストコース〕

数理・データサイエンス・AIと各専門分野を組み合わせたより高度な知識・技術等を学び、その専門分野を牽引するエキスパート人材となるための橋渡しとなる応用力を養う。

4) 修了要件

〔スタンダードコース〕

以下の2点を満たすこと。

- (1) 全学共通科目（必修）「データサイエンス概論」の単位を修得すること（注1）
- (2) 指定全学共通科目（選択）3科目の単位を修得すること（注2）

（注1）「データサイエンス概論」は2022年次生以降向けの必修科目である。2021年次生以前は「データサイエンス概論：日常生活とデータサイエンス」を履修すること。なお、2020年度開講の以下の科目の単位を両方修得している場合は「データサイエンス概論：日常生活とデータサイエンス」の単位を修得していると見なす。

「日常生活とデータサイエンス1」および「日常生活とデータサイエンス2」

「データサイエンス概論1：人間、社会、科学技術とデータ」および「データサイエンス概論2：データサイエンスの方法」

※上記いずれかの科目のみの単位を修得しているものは「データサイエンス概論：日常生活とデータサイエンス」をLoyolaから履修登録をすることができないため、基盤教育センターに相談すること。

（注2）理工学部情報理工学科の学生は指定の学科科目4科目の単位を修得すること。

〔アドバンストコース〕

以下の2点を満たすこと。

- (1) スタンダードコースの修了要件を満たしていること
- (2) 指定科目一覧から8単位以上修得すること

5) 修了認定証の発行手続き

スタンダードコース及びアドバンストコースの各修了認定証の発行希望者は、所定の申請書に必要書類を添付して基盤教育センターに提出すること。

6) プログラム受講・履修上の注意

- (1) 本プログラムは、所定の単位を修得すれば、プログラムの修了認定証を取得することができる。事前の申し込みは不要であり、選抜も行わない。

- (2) 抽選科目について、本プログラム履修希望者への優先登録などの特別な措置は行わない。
- (3) 履修登録の際の条件や、科目を受講する際の留意点等については、開講元の学科ならびに担当教員の意向に従うこととし、本プログラム履修希望者への特別な措置は行わない。
- (4) プログラムの修了認定証は申請に基づき発行することとし、プログラム修了要件を満たしていても申請を行わない場合は発行しない。
- (5) プログラム修了者への履修証明は「修了認定証」の発行をもって代える。

6) 問い合わせ

本プログラムの詳細については、以下に問い合わせること。

基盤教育センター（2号館1階）（内線4600）

7) 指定科目一覧

〔スタンダードコース〕

※理工学部情報理工学科生以外の場合

科目名	単位	開講所属	備考
データサイエンス概論	2	全学共通科目	
データサイエンスとデータエンジニアリングの基礎	2	全学共通科目	
人工知能基礎	2	全学共通科目	
データサイエンスと人工知能の実践	2	全学共通科目	

※理工学部情報理工学科生の場合

科目名	単位	開講所属	備考
データサイエンス概論	2	全学共通科目	
基礎情報学	2	理工学部情報理工学科	
ビジネスデータ分析	2	理工学部情報理工学科	
人工知能入門	2	理工学部情報理工学科	
メディア情報論	2	理工学部情報理工学科	

〔アドバンストコース〕

※すべての学生

科目名	単位	開講所属	備考
情報化社会と情報倫理	2	全学共通科目	
マルチメディア情報社会論	2	全学共通科目	
情報と職業	2	全学共通科目	
社会統計学 -国際的な統計データの解釈-	2	全学共通科目	
AI 革命後の社会と仕事原理	2	全学共通科目	
情報フルエンシー（Cプログラミング）	2	全学共通科目	
情報フルエンシー（ウェブ開発のための JavaScript プログラミング）	2	全学共通科目	
情報フルエンシー（予測分析）	2	全学共通科目	
情報フルエンシー（Python プログラミング）	2	全学共通科目	
情報フルエンシー（システム情報処理）	2	全学共通科目	
情報フルエンシー（プログラミング技法）	2	全学共通科目	2022年度休講
情報フルエンシー（システムコンサルティング）	2	全学共通科目	2022年度休講
情報フルエンシー（情報科学と人間）	2	全学共通科目	
情報フルエンシー（HTML と CSS を用いた Web ページ作成技法）	2	全学共通科目	
アナリティクス入門：社会で活用されるアナリティクス	2	全学共通科目	
ビジュアルデータアナリティクス入門	2	全学共通科目	
データ活用と経営戦略（データサイエンス基礎）	2	全学共通科目	
アナリティクスによる事業戦略（データサイエンス応用）	2	全学共通科目	

全学共通科目について（2022 年次生）

1. 全学共通科目の科目構成

上智大学の全学共通科目は、すでに入学前に履修した「学びを学ぶ」でも紹介されているように、専門科目を学ぶ前の基礎教養教育ではありません。導入から探求・統合に至るまでのレベルを表す縦の軸と、専門領域を超えて繋ぐ横の軸で配置された科目で構成されており、すべての学生が4年間を通して、学科科目（各学科の専門科目）や語学科目と有機的に連携させながら学びの幅を広げ、深めることができますようになっています。

すべての上智大学の教育の根底にある「キリスト教ヒューマニズム」の精神を学び、様々な学びに必要な汎用的な能力を身につけ、幅広い知識と多角的な視座から、課題を見つけ、問いを立て、解決する力を養成する科目が提供されています。これらを履修することで「他者のために、他者とともに」生きる人として、生涯学び続け、よりよい世界の実現に寄与するための基盤を作ることを目的としています。



2. 科目群とカテゴリー

【コア】科目群

すべての学びに共通する汎用的な知識や力を身につけることを目的としています。「人間理解」と「思考の基盤」の2つの柱があります。

■人間理解

上智大学は、“共通善”の促進を目指し、その建学の理念の基盤にキリスト教ヒューマニズムを据えています。キリスト教ヒューマニズムは、「全人的な人間理解」のため、様々な観点から「人間とは何か」について主体的に問うことを大切にしています。

『人間理解』の「キリスト教人間学」と「身体知」という2つのカテゴリーには、それぞれのアプローチで人間存在について包括的に考える科目を配置しています。

キリスト教人間学

キリスト教人間学は、キリスト教ヒューマニズムに根ざして、自分が人間として生きているあらゆる現実の中で、人間として生きる意味や価値を主体的に探求する科目群です。その中心には、人間を自己・他者・自然・神とのかかわりを生きる“かかわりの存在”として捉える全人的な人間観があります。

必修科目の「キリスト教人間学「他者のために、他者とともに」」は、上智大学の教育の精神「他者のために、他者ととともに」、すなわち、誰をも除外することなく、社会の中で弱く貧しくされた人々の“隣人”になって欲しいとの願いが込められたユニバーシティ・アイデンティティ科目です。

200番台の選択必修科目では、人権や平和、社会正義や生命倫理、環境や科学技術など様々なトピックで提供されるキリスト教人間学科目群の中から、自分が興味・関心を持ったトピックを扱う科目が展開されています。「高学年向け科目」では、哲学・倫理学・宗教学を基盤に諸科学の成果をも援用しつつ、人間存在に関するより高度な課題について深く考えます。

身体知

身体知は、心と身体を切り離して考える「二元論」的思考から離れ、心、身体、霊性を含む総体としての人間(whole person)の生きる場として「からだ(soma)」をとらえ直し、個人のからだへの気づきを、個から他者へ、社会から環境へと広げながら、多様な現代社会の課題解決へとつなぐ知の体系です。この科目群の入り口となる、1年次必修科目の「身体のリベラルアーツ」では、自らの身体への気づきを通して、身体を生きる存在としての人間理解を深めることを目指します。

200番台の科目では、ウェルネスライフ、身体文化、スポーツ文化、身体と共生など、身体知とつながるテーマについて学ぶ科目および実際に身体を動かし、意識しながら身体知を深める科目を展開しています。「高学年向け科目」では、多様性と身体、グローバリゼーションと身体、国際平和とスポーツなど、複雑かつ先端的なテーマを通じて、さまざまな知識を統合しながら、人間存在に関するより高度な課題について深く考えます。

■思考の基盤

『思考の基盤』科目群では、書かれた文章や数値、画像などのさまざまな情報を検証し、読み解き、問いを立て、考え、表現するといった、学び続けるための基盤となる思考力や表現力、態度や習慣を身につけます。「思考と表現」と「データサイエンス」の2つのカテゴリーがあります。

思考と表現

「思考と表現」は、批判的思考と表現力を身につけることを目的としています。必修科目「思考と表現」では、高校までの学びを土台としたクリティカルシンキング（批判的思考）と表現する力を育む科目群のスタートとして、自ら課題を発見し、調査や検証を行い、考えを深め、その考えをまとめるという工程を繰り返すことで、物事に対して冷静な視点で考察するクリティカルシンキング（批判的思考）の基礎を習得。文章作成法ではなく、考えることに主眼を置いた科目です。

200番台の科目では、読む、書く、聞く、話す、伝える、考えるといった個別の能力を高め、表現や思考の幅を広げます。「高学年向け科目」には実践的・応用的な内容の科目を配置しています。

データサイエンス

「データサイエンス」では、データを読み解き、活用する力を身につけます。必修科目「データサイエンス概論」では、実社会でのデータ利活用について学びます。ビッグデータに代表されるようなデータが現代社会に与えるインパクトを理解し、その有用性だけでなく、危険性についても考え、データを取り扱う上で求められる倫理の問題も同時に学んでいきます。

200番台科目では、データアナリティクス、社会調査方法論など、実社会や学問分野におけるデータ活用事例や理論を理解する科目やAIと人間のかかわり方など、データ社会における倫理のあり方について深く考える科目、さらには統計解析ソフトウェアを用いて、自分でデータに触れ、データを分析するために必要な基礎スキルを身につける科目があります。このレベルまでは高度な数学の知識を必要としませんが、300・400番台の履修を希望する場合、統計学などの基礎知識を学んだ上で先に進みます。

【展開知】科目群

『展開知』は、課題解決力、創造力、豊かな人間性を陶冶するための知を身につけることを目的とした科目が配置されています。「課題認識」、「社会課題と展望」、「視座」、「実践・経験」という4つのカテゴリで構成しています。

課題認識（1年次必修科目「課題・視座・立場性を考える」）

社会にある様々な課題を認識し、それらを理解し、有効な解決を導き出すには、自身の立場がものの見方に与える影響に気づき、多角的な視座からのアプローチが必要であると意識することが重要です。これを目的とした、1年次生必修のオンデマンド科目です。

社会課題と展望

特定の社会課題やテーマを扱う科目や、複数の学問分野を横断し、様々な知識を統合しながら課題を理解し、その解決に向けて、未来を展望する力を身につける科目が配置されています。

視座

人文学、社会科学、自然科学といった学問的アプローチの学びを中心とした科目が配置されています。それぞれの分野の入門から高度な専門性を求められるものまでが用意されており、学生が自分の専門分野とは異なる分野の視点を身につけることができます。

実践・経験

キャンパスの外へ出て、国内外での学びの経験をします。短期・長期留学プログラム、奉仕活動を通して学ぶサービス・ラーニングなど、夏期・春期休業期間を利用してテーマに沿った学びを深める実践型プログラム、就職活動の一環ではなく教育プログラムとして実施されるインターンシップ科目などがあります。

に
つ
い
て

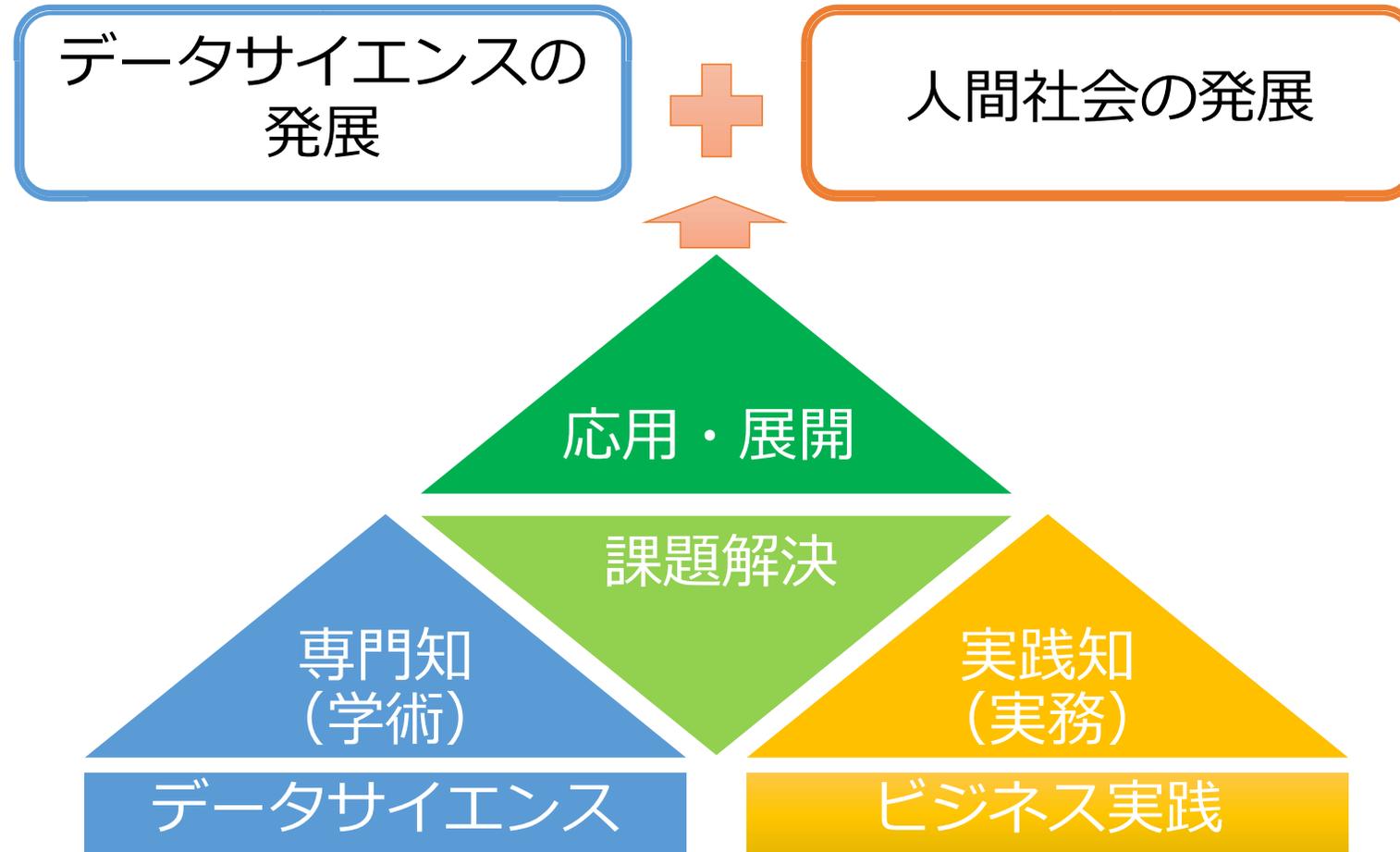
全
学
共
通
科
目
（
構
成
お
よ
び
履
修
上
の
規
定
）

全
学
共
通
科
目
（
履
修
上
の
注
意
）

開
講
科
目
担
当
表

【資料13】 養成する人材イメージ①

専門知と実務知を兼ね備え、それを応用・展開し、
現代社会における多様な課題に取り組み、
データサイエンスおよび人間社会の発展に寄与する人材



【資料14-1】 養成する人材イメージ②

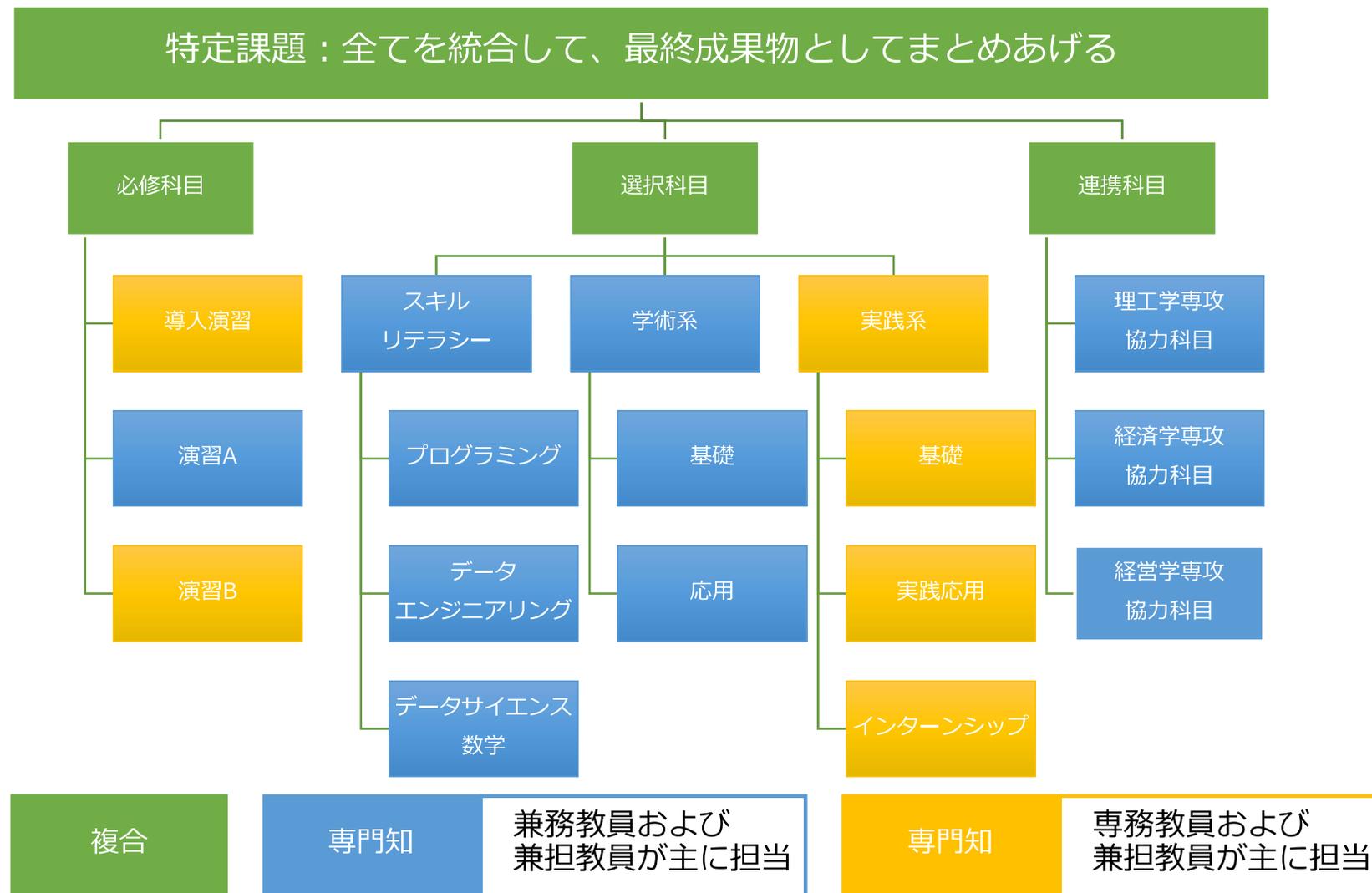
専門知
(学術)実践知
(実務)

データサイエンスに係る専門知と
ビジネス実践に係る実務知を活用し、
データサイエンスを活用した課題解決と
その応用・展開までを実践できる人材



【資料14-2】カリキュラム構成イメージ

データサイエンスに係る専門知とビジネス実践に係る実務知を涵養し、
データサイエンスを活用した課題解決と応用・展開までの実践力を養成するカリキュラム

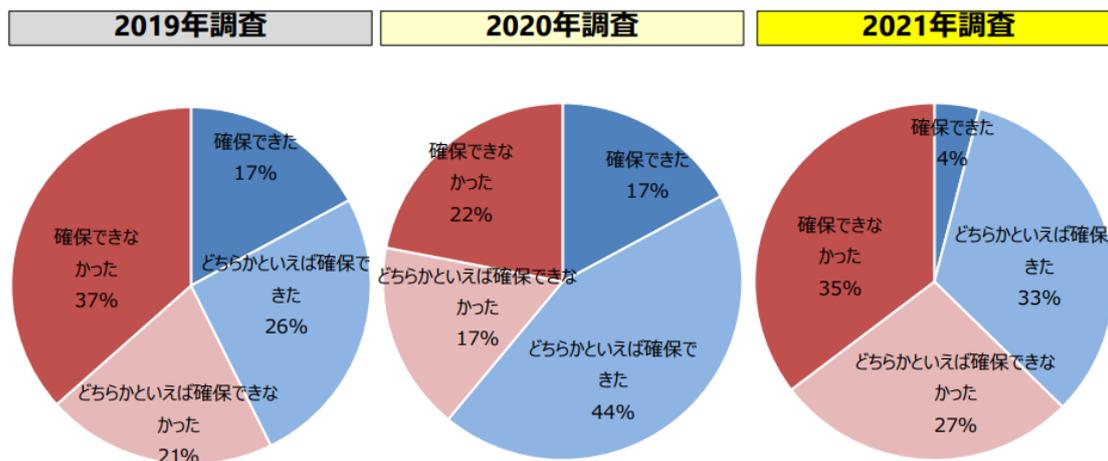


【資料 15-1】人材獲得に苦慮する企業が多い現状

データサイエンティスト採用の充足度

Q. この1年間で、貴社が目標としていた人数のデータサイエンティストを確保できましたか。(SA)

2021年は、データサイエンティストを
目標通り確保できなかった企業が62%と増加



この1年間でデータサイエンティストを確保する予定だった企業(2019 n=82, 2020 n=41, 2021 n=51)

DataScientist Society Copyright © 2022 The Japan DataScientist Society. All Rights Reserved.

出典：一般社団法人 データサイエンティスト協会 調査・研究委員会 「「データサイエンティストの採用に関するアンケート」(2022年3月31日付)

https://www.datascientist.or.jp/common/docs/corporate_research2021.pdf

(令和4年9月1日閲覧)

【資料 15-2】IT 分野の人材不足見込み

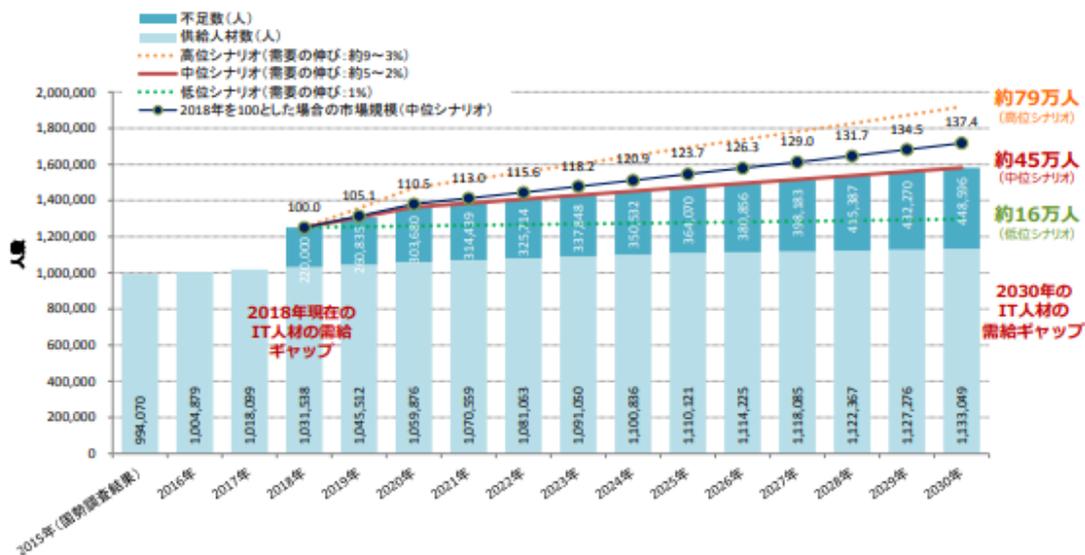


図 3-11 IT 人材需給に関する主な試算結果①②③の対比

(生産性上昇率 0.7%、IT 需要の伸び「低位」「中位」「高位」)

(出所) 2015 年は総務省「平成 27 年国勢調査」によるもの、
2016 年以降は試算結果をもとにみずほ情報総研作成

出典：経済産業省委託事業「平成 30 年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備 (IT 人材等育成支援のための調査分析事業) - IT 人材需給に関する調査 -」調査報告書 (2019 年 3 月) みずほ情報総研株式会社

https://www.datascientist.or.jp/common/docs/corporate_research2021.pdf

(令和 4 年 9 月 1 日閲覧)

【資料 16】2050 年の労働需要の推計

目指すべき高成長シナリオでは、2050年において、
特徴のはっきりした労働需要の変化が確認された。

「職種」・・・ 事務従事者 42% **減少**
販売従事者 26% **減少**
情報処理・通信技術者 20% **増加**
開発・製造技術者 11% **増加**

「産業」・・・ 卸売・小売業 27% **減少**
製造業 1% **減少**

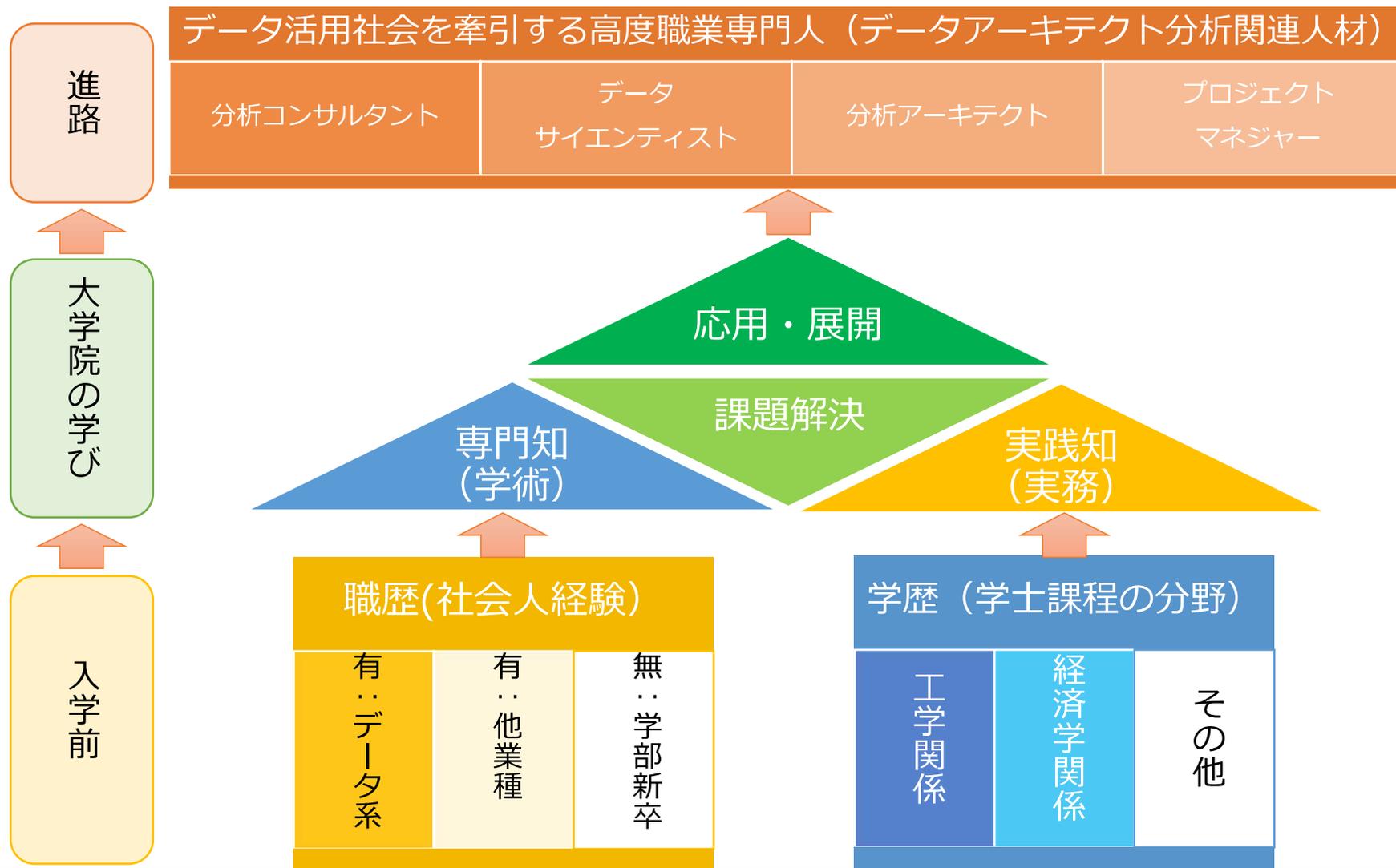
出典：経済産業省「未来人材ビジョン」（令和4年5月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/mirai_jinzai/pdf/20220531_1.pdf

（令和4年9月1日閲覧）

【資料17】 想定する入学者と卒業後の進路

多様なバックグラウンドを持つ学生を受け入れ、
大学院での学びを経て、データ活用社会を牽引する実務家を育成



FOR OTHERS, WITH OTHERS

【資料 18】Applied Data Science を修士レベルで学位名称・専攻名称としている海外の主な大学

- ・ Master of Applied Data Science / University of Michigan
(ミシガン大学・アメリカ合衆国)

<https://www.si.umich.edu/programs/master-applied-data-science>

- ・ Master of Engineering in Applied Data Science / University of Victoria
(ヴィクトリア大学・カナダ)

<https://www.uvic.ca/ecs/ece/future/mads/index.php>

- ・ Applied Data Science (MSc) / Utrecht University
(ユトレヒト大学・オランダ)

<https://www.uu.nl/en/masters/applied-data-science>

- ・ Applied Data Science Master's Programme / University of Gothenburg
(イェーデポリ大学・スウェーデン)

<https://www.gu.se/en/study-göteborg/applied-data-science-masters-programme-n2ads>

- ・ Master of Applied Data Science / University of Canterbury
(カンタベリー大学・ニュージーランド)

<https://www.canterbury.ac.nz/study/qualifications-and-courses/masters-degrees/master-of-applied-data-science/>

- ・ Master of Applied Data Science / Monash University
(モナシュ大学・オーストラリア)

<https://online.monash.edu/online-courses/information-technology-courses/online-master-applied-data-science/>

※各大学ウェブサイトはいずれも令和4年9月1日閲覧。

【資料19】カリキュラム・マップ(DP/CPと各科目の関係性)

科目区分	授業科目の名称	年次	学期	単位	授業形態			DP					CP						備考		
					講義	演習	実習	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6			
必修科目	データサイエンス概論	1	前	2	○			○	○					○							
	導入演習	1	後	2		○									○						
	演習A-1	2	前	2		○					○	○						○	○		
	演習A-2	2	後	2		○					○	○							○	○	
	演習B-1	2	前	2		○					○	○							○	○	
	演習B-2	2	後	2		○					○	○								○	
選択科目	プログラミングA(SQL)	1	①	1		○									○						
	プログラミングB(R)	1	②	1		○									○						
	プログラミングC(Python基礎)	1	③	1		○									○						
	プログラミングD(Python応用)	1	④	1		○									○						
	データエンジニアリング概論	1	①	1	○																
	データエンジニアリング実践	1	②	1	○																
	データサイエンス数学	1	前	2	○										○						
	データの可視化と分析	1	前	2	○										○					学術系	
	機械学習入門	1	前	2	○										○					学術系	
	深層学習の基礎と応用	1	後	2	○										○					学術系	
	データドリブンマネジメント	1	前	2	○					○										実践系	
	データリスクマネジメント	1	前	2	○					○						○				実践系	
	情報通信産業とデータサイエンス	1	後	2	○					○						○				学術系	
	予測モデル構築	1	前	2	○					○						○				実践系	
	ビッグデータナリティクス	1	後	2	○					○						○				実践系	
	プロセスマイニング原論	1	後	2	○					○						○				実践系	
	生産性と企業価値のマネジメント	1	前	2	○					○						○				実践系	
	AI倫理とバイアス	1	後	2	○					○						○				実践系	
	ビジネス最適化のための人工知能	1	前	2	○					○						○				学術系	
	コミュニケーションマネジメント	1	前	2	○					○						○				実践系	
	ブランド戦略マネジメント	1	前	2	○					○						○				実践系	
	戦略思考と意思決定	1	後	2	○					○						○				実践系	
	データドリブンマーケティング	1	後	2	○					○						○				実践系	
	政策・事業評価	1	後	2	○					○						○				学術系	
	市場と環境へのデータサイエンスアプローチ	2	後	2	○					○						○				学術系	
	データビジネス実践1(金融)	2	前	2	○					○							○			実践応用系	
	データビジネス実践2(通信)	2	③	1	○					○							○			実践応用系	
	データビジネス実践3(スポーツ・スポーツビジネス)	2	④	1	○					○							○			実践応用系	
	データビジネス実践4(製造)	2	①	1	○					○							○			実践応用系	
	データビジネス実践5(保険)	2	②	1	○					○							○			実践応用系	
	インターンシップ	2	後	2			○		○									○		○	
	連携科目	ミクロ経済学特講Ⅰ	2	前	2	○				○											経済学専攻協力科目
		ミクロ経済学特講Ⅱ	2	後	2	○				○											経済学専攻協力科目
		環境経済学特講Ⅰ	2	後	2	○				○											経済学専攻協力科目
		環境経済学特講Ⅱ	2	後	2	○				○											経済学専攻協力科目
		統計学特講Ⅱ	2	後	2	○				○											経済学専攻協力科目
数理経済分析特講Ⅰ		2	前	2	○				○											経済学専攻協力科目	
数理経済分析特講Ⅱ		2	後	2	○				○											経済学専攻協力科目	
財務会計論特講Ⅰ		2	前	2	○				○											経営学専攻協力科目	
財務会計論特講Ⅱ		2	後	2	○				○											経営学専攻協力科目	
経営財務論特講Ⅰ		2	前	2	○				○											経営学専攻協力科目	
経営財務論特講Ⅱ		2	後	2	○				○											経営学専攻協力科目	
経営戦略論特講Ⅰ		2	前	2	○				○											経営学専攻協力科目	
経営戦略論特講Ⅱ		2	後	2	○				○											経営学専攻協力科目	
マーケティング戦略論特講Ⅰ		2	前	2	○				○											経営学専攻協力科目	
マーケティング戦略論特講Ⅱ		2	後	2	○				○											経営学専攻協力科目	
製品開発論特講Ⅱ		2	後	2	○				○											経営学専攻協力科目	
COMPUTER SCIENCE		2	前	2	○				○											理工学研究科協力科目	
マシンインテリジェンス		2	前	2	○				○											理工学研究科協力科目	
センシングシステム工学		2	後	2	○				○											理工学研究科協力科目	
データサイエンス特論		2	後	2	○				○											理工学研究科協力科目	
経営情報分析特論	2	前	2	○				○											理工学研究科協力科目		
視覚メディア処理特論	2	前	2	○				○											理工学研究科協力科目		

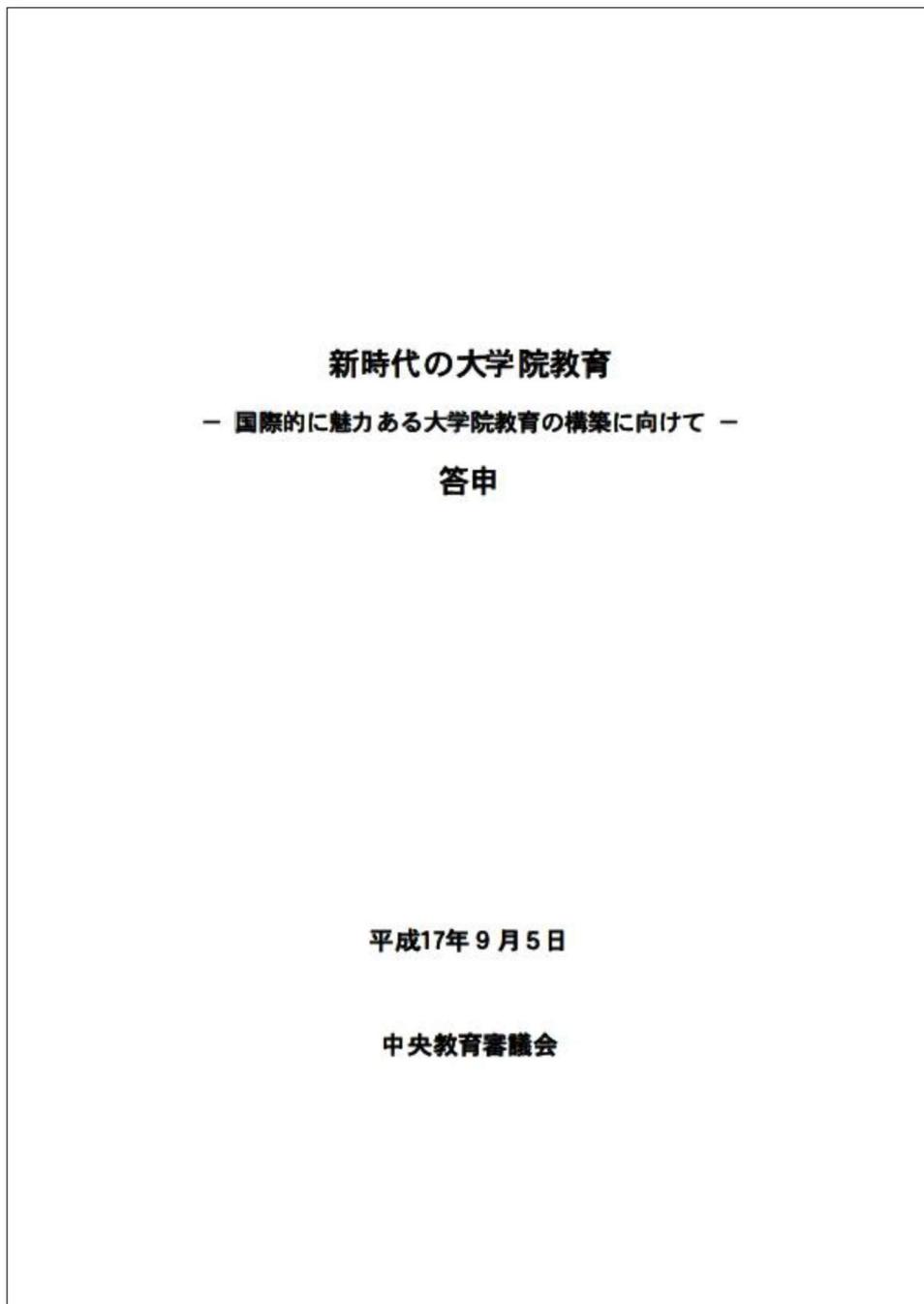
【参考】ディプロマ・ポリシー

- (DP1) 応用データサイエンスおよび関連分野において最先端で活躍できる専門知識を身につけるとともに、新手法の開発や新分野の開拓ができる力
- (DP2) 自らの専門分野に加え、それ以外の自然科学あるいは社会科学との学際分野も含めて広範に学ぶことにより、データサイエンスが人間社会や地球環境に与える影響などを多面的に捉える力
- (DP3) 専門分野に関する課題について、データの収集、分析、活用まで幅広く実行できる力
- (DP4) 自らの研究成果を論理的に整理して的確に伝え、特定課題研究としてまとめる力
- (DP5) 研究課題の達成を通じて、実社会においてグローバルレベルで即戦力となり、データ活用社会を牽引する力

【参考】カリキュラム・ポリシー

- (CP1) データサイエンスの基礎から実践まで幅広い分野を俯瞰し、本プログラムで学ぶ内容の理解を促すための必修科目として「データサイエンス概論」を1年次春学期に配置する。
- (CP2) データサイエンスの基礎スキルやリテラシーの習得とあわせ、データを扱う上で配慮すべき倫理的側面の理解を促す講義科目を1年次に配置する。
- (CP3) データサイエンスおよび関連分野に関する学術的な視点や専門知識および実務で応用するための視点やスキルを習得する講義科目を1年次に配置するとともに、これらの視点や知識・スキルを実社会で活用する力を養う必修科目として「導入演習」を1年次秋学期に配置する。
- (CP4) データサイエンスを応用した実例を体感し、データの収集、分析、活用等の実践力を習得するための実践系講義科目およびインターンシップ、学術的な応用力を養成するための様々な学問分野における分析手法や応用事例を学ぶ連携科目を2年次に配置する。
- (CP5) 特定課題作成と口頭報告の能力を習得するための必修科目として、学術的なアプローチによる指導を行う「演習A」、それと並行して実社会での動向や事例を踏まえた指導を行う「演習B」を2年次に配置するとともに、両科目を横断する形での合同研究報告会を実施する。
- (CP6) 研究を現実の社会問題に応用する力を習得するため、各専門科目においてディスカッションや演習を取り入れるとともに、関連学会への参加を促進する。

【資料 20】 新時代の大学院教育－ 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて － 答申
(平成 17 年 9 月 5 日) 中央教育審議会 P.6～7



出典：文部科学省公式サイト

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1212701001.pdf

(令和 4 年 9 月 20 日閲覧)

※【資料 21】【資料 22】も出典は同じ。

第1章 国際的に魅力ある大学院教育に向けて

第1節 基本的な考え方について

大学院は学校教育法に基づく教育機関である。今後の大学院は、教育機関としての本質を踏まえ、①大学院教育の実質化、②国際的な通用性、信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点として、教育研究機能の強化を推進していくことが肝要である。

具体的には、

- ① 各大学院の課程の目的を明確化した上で、これに沿って、学位授与へと導く体系的な教育プログラムを編成・実践し、そのプロセスの管理及び透明化を徹底する方向で、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）を図る。その際、特に博士課程にあっては、高度な学術研究に豊富に接する中で魅力ある教育を実践し得るように教育機能の充実を図る。
- ② 大学院評価の確立、国際的な質保証活動への参加、世界的な教育研究拠点の形成支援等を通じ、質の高い大学院教育を提供し、国際的な通用性、信頼性の向上を図る。

1 大学院教育の実質化 —教育の課程の組織的展開の強化—

「知識基盤社会」においては、人材養成機能の強化と世界レベルでの教育研究拠点の形成が大学院教育の重要な課題である。とりわけ、各大学院の目的・役割に応じて、従来から弱体と言われている教育の組織的な展開を強化していくことが急務である。

大学院の教育の組織的展開の強化に向けての具体的な課題は、当該大学院の果たすべき役割や個性・特色に応じて多様であるが、例えば、次のような点が挙げられる。

- ・各課程における人材養成の目的、教育目標の明確化、これらに沿った体系的な教育の課程の編成と適切な教育・研究指導の実践
- ・各産業、各職業分野等社会のニーズを踏まえ、修了者（特に、博士課程）が高度な産業社会で評価される教育の実施
- ・学修プロセスの管理・指導技術等教員の研究指導能力の涵養^{かん}
- ・量的拡大の進行に対応する教育・研究指導の体制・環境の整備
- ・多様な経験の蓄積に資する学生、教員の流動性の拡大
- ・優秀な学生の進学のための修学支援の充実
- ・大学院の評価システムの確立

- ・学部への過大な依存からの脱却を含めた施設・設備の全学的なマネジメントの充実

大学院教育の実質化に当たっては、各大学院において教育の課程（博士課程・修士課程・専門職学位課程）を編成する基本となる組織である専攻単位で、自らの課程の目的について焦点を明確にすることと、当該課程を担当する教員等により体系的な教育プログラムを編成・実践し、学位授与へと導くプロセスの管理及び透明化を徹底していくことを基本的な考え方として、今後の大学院教育の改革を進めることが必要である。その際、特に博士課程にあっては、研究者として自立して研究活動を行い得るよう高度の研究能力を身に付けさせる観点から、高度な学術研究に豊富に接する中で魅力ある教育を実践し得るように教育機能の充実に努める必要がある。

第2節 基本的な考え方を支える諸条件について

1 大学院に求められる人材養成機能

今後の知識基盤社会において、大学院が担うべき人材養成機能を次の四つに整理し、人材養成機能ごとに必要とされる教育を実施することが必要である。

- ① 創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成
- ② 高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成
- ③ 確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成
- ④ 知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成

大学院は、法制上、研究者養成と高度専門職業人養成の二つの養成機能を中心にその役割を担っているが、今後の知識基盤社会における人材養成の重要性や現在の大学院教育との関係を踏まえると、今後の大学院が担うべき人材養成機能は、①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成の四つに整理される。

今後の大学院に求められる人材養成機能ごとに必要な教育については、おおむね以下の通りと考えられる。各大学院における教育理念、各課程の目的等により、これら一つ又は複数の機能の発揮に必要とされる教育を実施していくことが求められる。

<研究者等の養成に必要な教育>

高度な学術研究を基盤とした教育を展開するとともに、狭い範囲の研究領域のみならず、幅広く高度な知識・能力が身に付く体系的な教育課程が求められる。

例えば、

- ・学生に性急に特筆すべき顕著な研究業績を求めるのではなく、国際的にも高い水準の研究活動に豊富に接する中で、自立して研究活動を行うに足る研究能力を修得させることを目標に、その基礎となる豊かな知的学識を培う教育
- ・比較的長期にわたる海外、企業での研究経験など、多様な研究活動の場を通じて研鑽^{さん}を積む教育
- ・学生同士が切磋琢磨^{せつさたくま}する環境の中で、自ら研究課題を設定し研究活動を実施すること等の学生の創造力、自立力などを磨く教育
- ・高度な研究開発プロジェクトの企画・管理等の運営管理を行える人材を養成するために、学生に一定の責任と権限を与え、プロジェクトの運営管理能力を高める教育

などが重要となる。

＜高度専門職業人の養成に必要な教育＞

理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを応用する能力が身に付く体系的な教育課程が求められる。

例えば、

- ・「理論と実務の架橋」を目指すための、産業・経済社会等の各分野で世界の最前線に立つ実務家教員を含めてバランスのとれた教員構成の下での国際的な水準の高度で実践的な教育
 - ・単位認定を前提とした長期間のインターンシップにより、学問と実践を組み合わせさせた教育
 - ・特定の職業的専門領域における職業的倫理を涵養する教育
 - ・高度な専門職業人として求められる表現能力、交渉能力を磨く教育
 - ・実務経験者に対して、理論的知識等を体系的に身に付けさせる教育
- などが重要となる。

＜大学教員の養成に必要な教育＞

研究者等の養成の場合と同様の要素に加え、これまで脆弱^{ぜい}であった教育を担う者としての自覚や意識の涵養と学生に対する教育方法等の在り方を学ぶ教育を提供することが求められる。このため、例えば、ティーチングアシスタント（TA）等の活動を通じて、授業の実施方法や教材等の作成に関する教育などを実施することが考えられる。

＜知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成に必要な教育＞

多様に発展する社会の様々な分野で活躍する高度で知的な素養のある人材層を確保する観点から、高度な知識・能力を養える体系的な教育課程が求められる。

例えば、

- ・グローバル化や科学技術の進展など社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与える教育を基本とし、課題に対する柔軟な思考能力と深い洞察に基づく主体的な行動力を兼ね備えるための高度な素養を涵養する教育
 - ・学生の知的好奇心などにこたえた多様かつ豊富な教育プログラムにより幅広い視点を培う教育、又は学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを重視して、養成すべき人材を念頭に関連する分野の知識・能力を修得させる教育
- などが重要となる。

(3) 学修・研究環境の改善及び流動性の拡大

①学生に対する修学上の支援及び流動性の拡大のための方策

博士課程（後期）レベルにおける優れた人材の育成を行うため、博士課程（後期）在学者等を対象とした修学上の支援策の充実を図ることが重要である。

【具体的取組】

- 特別研究員事業，及びTA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）等としても活用できる競争的研究資金の拡充
- 学生への経済的支援制度の審査等の早期化

学生においても，高度な研究水準にある大学院等で，異なる研究経歴の教員から多様な視点に基づく教育・研究指導を受けたり，異なる学修歴を持つ学生の中で互いに切磋琢磨しながら自らの能力を磨いていく教育研究環境に豊富に接していくことが重要であり，学生の流動性を拡大していくことが必要である。

【具体的取組】

- 大学院入学後の補完的な教育プログラムの提供

さらに，社会人の大学院教育に対する期待にこたえるため，そのニーズを的確に受容し，大学院教育へのアクセスの拡大を図っていくことが重要である。

【具体的取組】

- 企業等におけるキャリアパス形成に応じた各大学院におけるリカレント教育の実施
- 社会人の大学院への進学・再入学についての産業界等による支援

<学生に対する修学上の支援の充実>

博士課程（後期）レベルにおける優れた人材の育成を行うため，博士課程（後期）在学者等を対象とした修学上の支援の充実を図ることが重要である。これまで，日本学術振興会の特別研究員事業，及びTA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）等としても活用できる競争的研究資金の拡充等を行ってきており，これを引き続き推進することが必要である。今後は，これらに加え，進学意欲を持つ優秀な学生が経済的な事情から進学を断念することがないように，大学院受験前など可能な限り早期に，奨学金や授業料免除などの経済的支援制度が受けられるか否かを判断することができる措置について検討する必要がある。

なお，修学上の支援とあいまって，競争的な教育研究プロジェクト資金の活用に当たっては，教育の組織的な展開の中で優秀な学生の自主的な研究遂行能力を伸ばさせることを重視した支援に意を用いることも検討すべきである。また，これらの競争的研究資金の拡充や経済的支援の判断を可能な限り早期に行う仕組みなどの導

【資料23】 「導入演習」 ローテーションモデル

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回
Aグループ	百瀬	大原	大原	大原	百瀬	百瀬	百瀬	伴	伴	伴	小林	小林	小林	百瀬
Bグループ	百瀬	小林	小林	小林	大原	大原	大原	百瀬	百瀬	百瀬	伴	伴	伴	百瀬
Cグループ	百瀬	伴	伴	伴	小林	小林	小林	大原	大原	大原	百瀬	百瀬	百瀬	百瀬
Dグループ	百瀬	百瀬	百瀬	百瀬	伴	伴	伴	小林	小林	小林	大原	大原	大原	百瀬

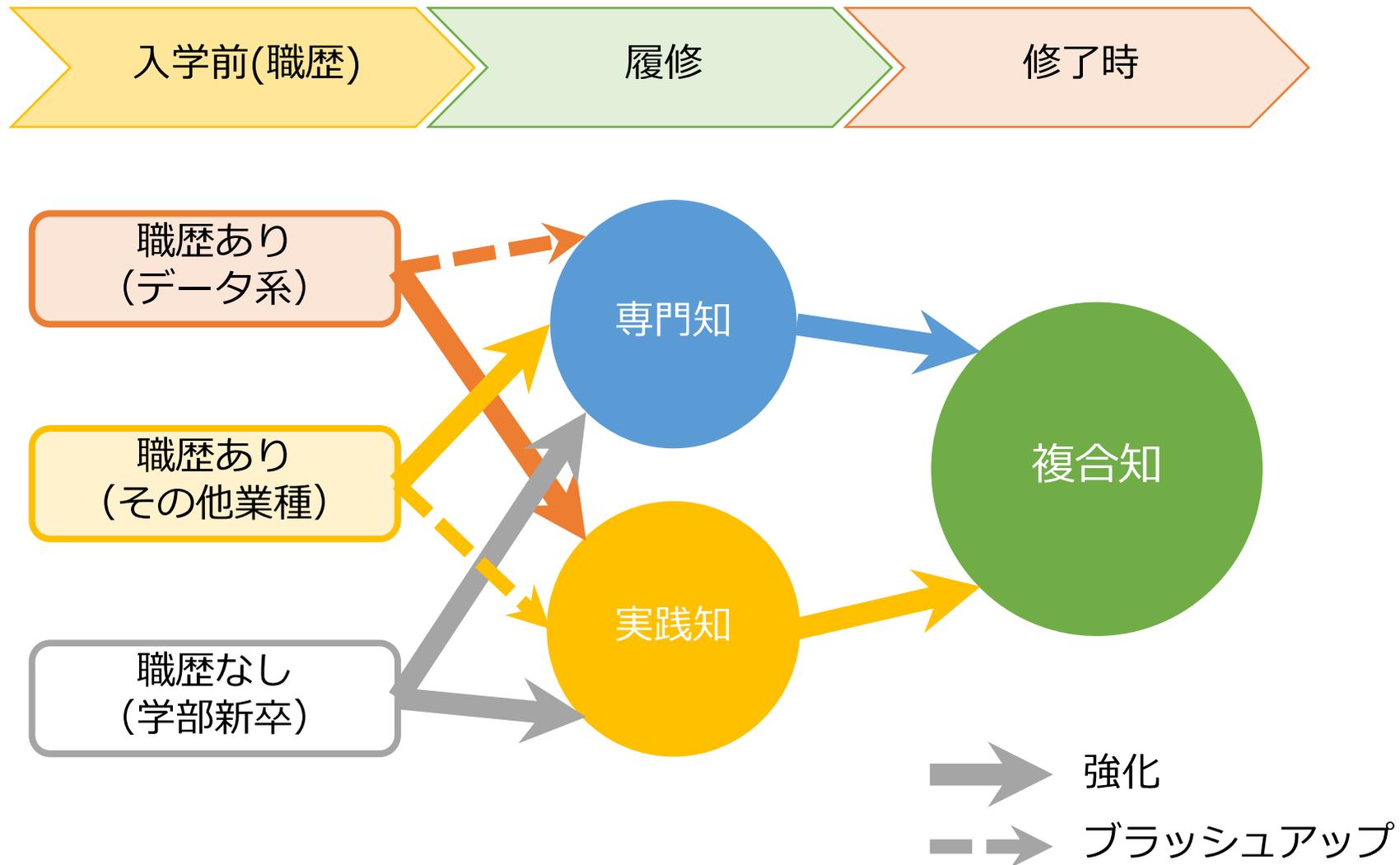
【資料 24】 <応用データサイエンス学位プログラム 研究指導体制>

教育区分	該当教員	役割	具体的な指導内容	M1 春	M1 秋	M2 春	M2 秋
兼務教員 (協力研究科 と兼務教員)	大槻 安納 ゴンサルベス 堀江 倉田 矢入 山下 山中	アカデミックな 観点からの指導	修士の学位を担保する ためのアカデミックな観 点からの指導	「データサイエンス概論」 (授業形態) 全専任教員がオムニバス 形式で担当する講義 (指導内容) 各教員の専門分野におけ るデータサイエンスの最新 の話題を講義。データサ イエンスの基礎からビジネ ス面での活用まで幅広い 内容を提供、本課程で学 ぶ内容の理解を促す。	/	「演習 A-1」 (授業形態) 演習※ (指導内容) 特定課題のテーマの選定 やそのテーマに関連する 先行研究を学び、学術的 なアプローチの方法を指 導する。	「演習 A-2」 (授業形態) 演習※ (講義概要) 特定課題においてデータ サイエンスを実践できるよ う、学術的な立場からより 詳細な指導を行う。
						(研究指導) 演習 A と並行して、特定課題の作成に向けた学術的な 立場からの指導を行う。	
専務教員 (本学位プロ グラム専属教 員)	百瀬 大原 小林 伴	ビジネス実践の 立場からの指導	修了後の実社会におけ る即戦力としての実践 力の養成		/	「導入演習」 (授業形態) 演習 (指導内容) プロジェクト型のデータ分 析を通じて一連のアナリテ ィクス・プロセスを体感さ せ、実業界において求め られる実践的なスキルを 指導する。 ★学生は、複数の演習に 参画する。	「演習 B-1」 (授業形態) 演習※ (指導内容) 特定課題のテーマの選定 と、その課題定義・仮説立 案から分析計画を進める うえでおえるべきビジネス 界・実業界での動向や事 例に関する指導を行う。
						(特定課題作成指導) 演習 B を通じて、特定課題の作成に向けてデータサイ エンスを様々な分野で応用するという観点からの指導を 行う。	

※教員毎に開講、学生の希望も勘案して割当。A-1とA-2、B-1とB-2は基本的に同一教員とする。

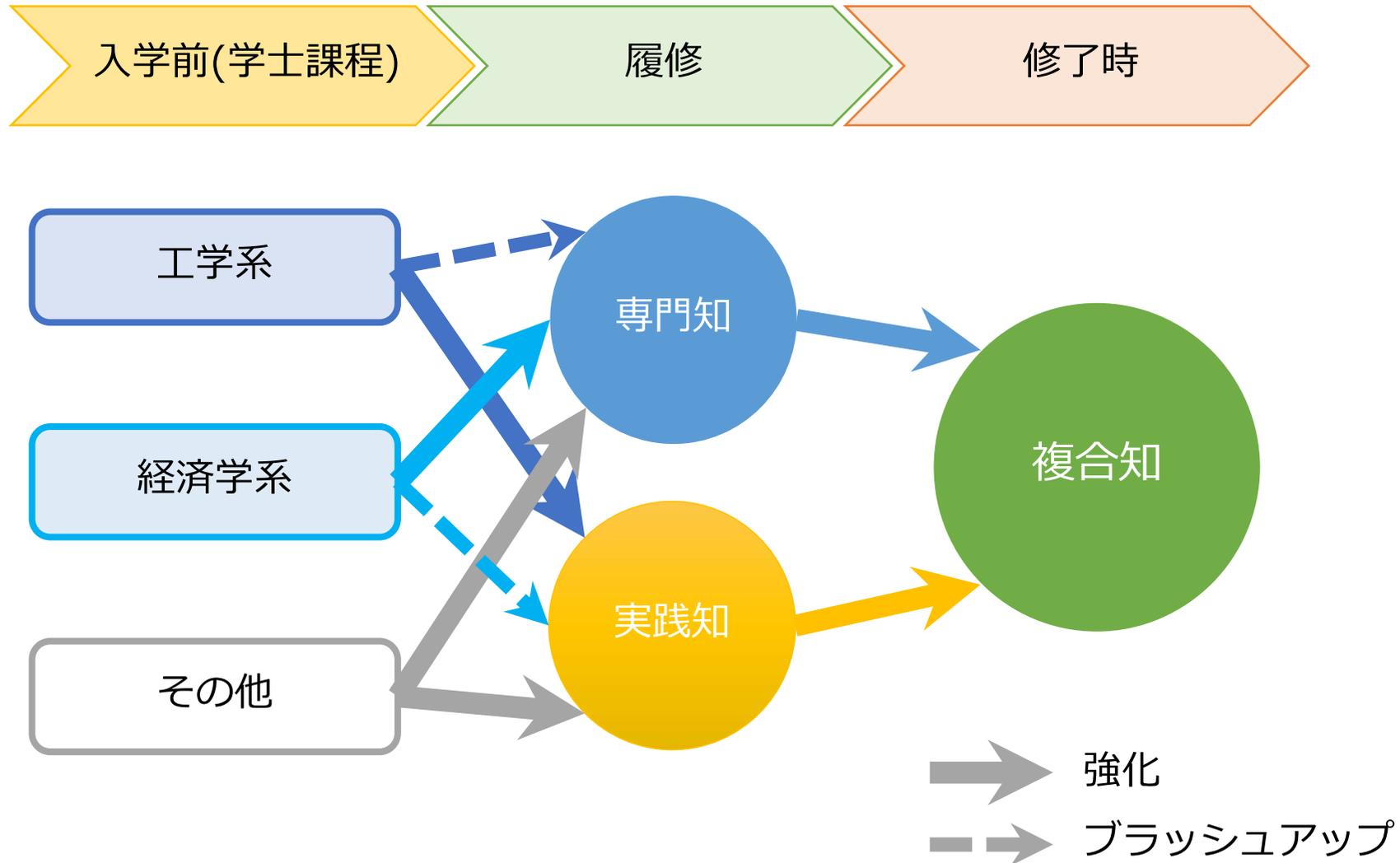
【資料25】履修イメージ①

- 職歴 = 職歴の有無や内容に応じて、専門知・実践知の不足分を補う



【資料25】履修イメージ②

- 学歴 = 学士課程の専門分野に応じて、専門知の不足分を補う



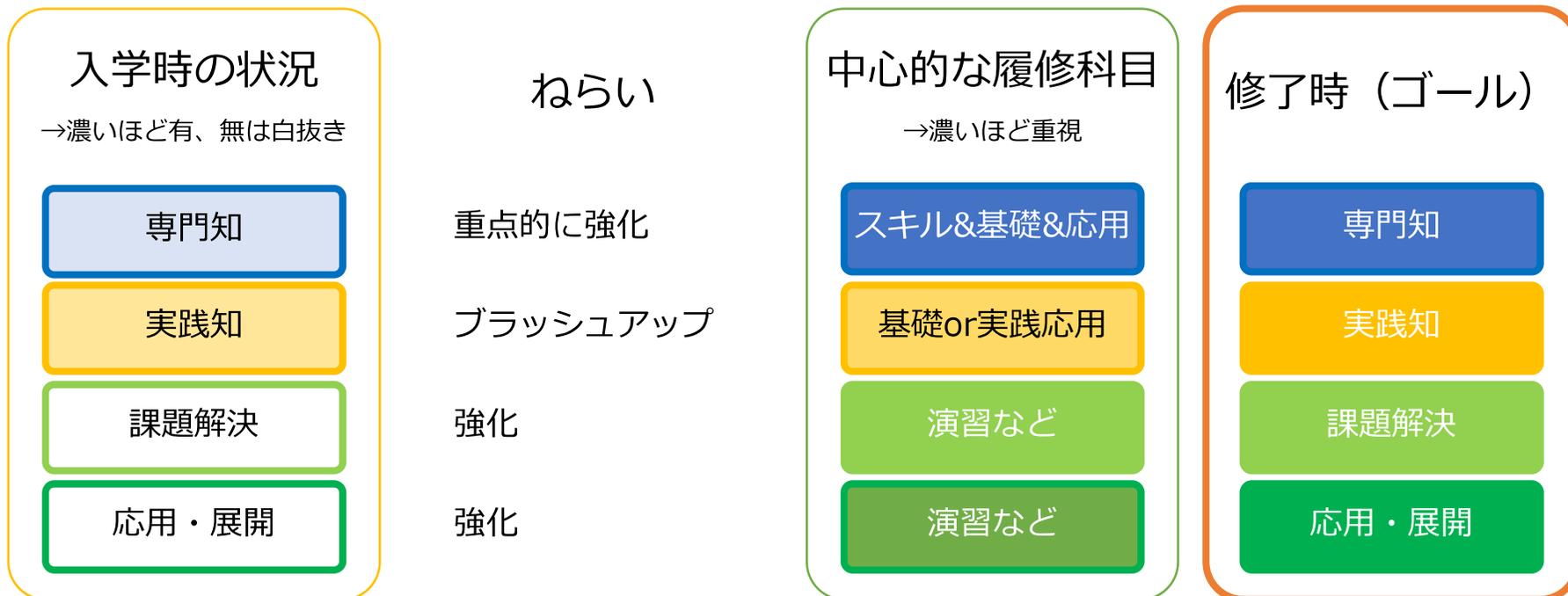
【資料26-1】履修モデル（概念モデル）

例1：大学では商学を学び、現在は異分野だが、データ系部署での一定年数の職務経験のある社会人

学歴	職歴	入学時の知見	
		専門知 (スキル/基礎/応用)	実践知 (応用/実践応用)
学士課程	データ系職務経験 (現職分野)		
経済学系（商学）	△（他分野）	△	○

→ 入学時の状況を踏まえ、それぞれの要素について、
終了時には十分な力・知見を得た状態（濃色）になることを目指し、履修計画を立てる。

【履修計画イメージ】



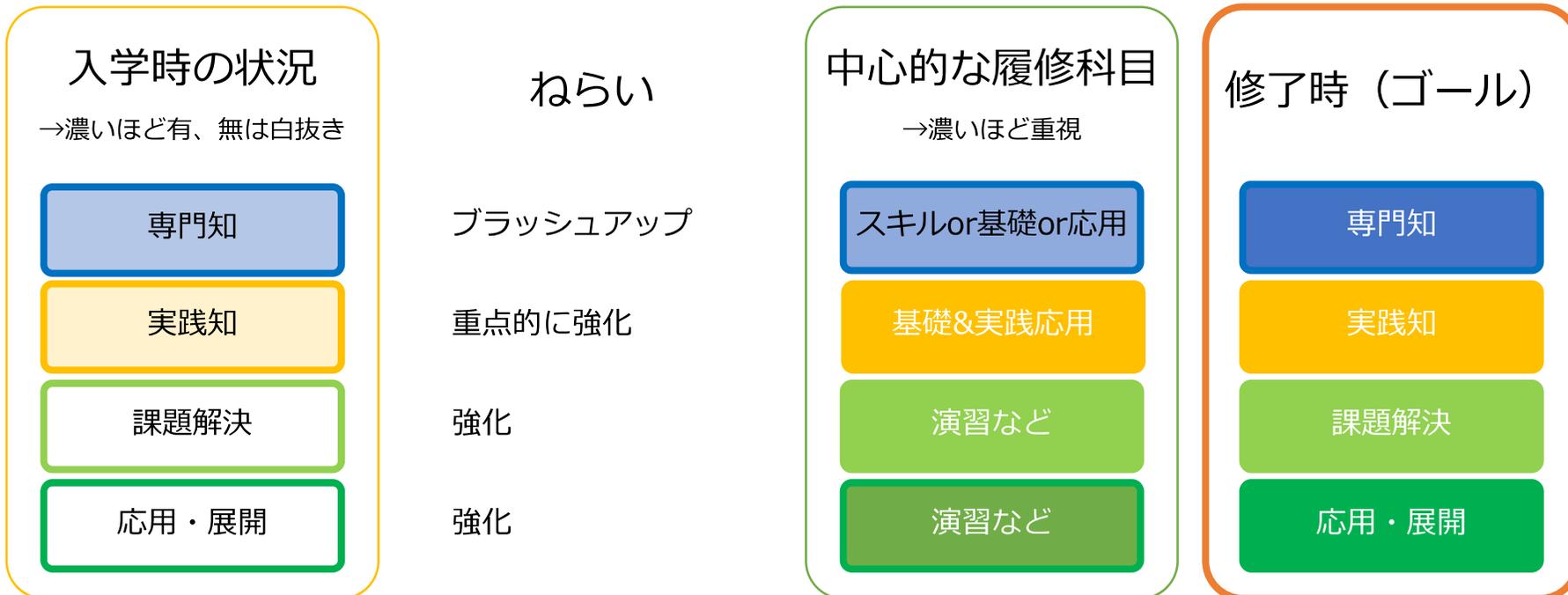
【資料26-1】履修モデル（概念モデル）

例2：大学では社会学を学び、現在はデータ系の部署で働いている社会人

学歴	職歴	入学時の知見	
学士課程	データ系職務経験（現職分野）	専門知 （スキル／基礎／応用）	実践知 （応用／実践応用）
他（社会学）	◎（データ系）	○	△

→ 入学時の状況を踏まえ、それぞれの要素について、
終了時には十分な力・知見を得た状態（濃色）になることを目指し、履修計画を立てる。

【履修計画イメージ】



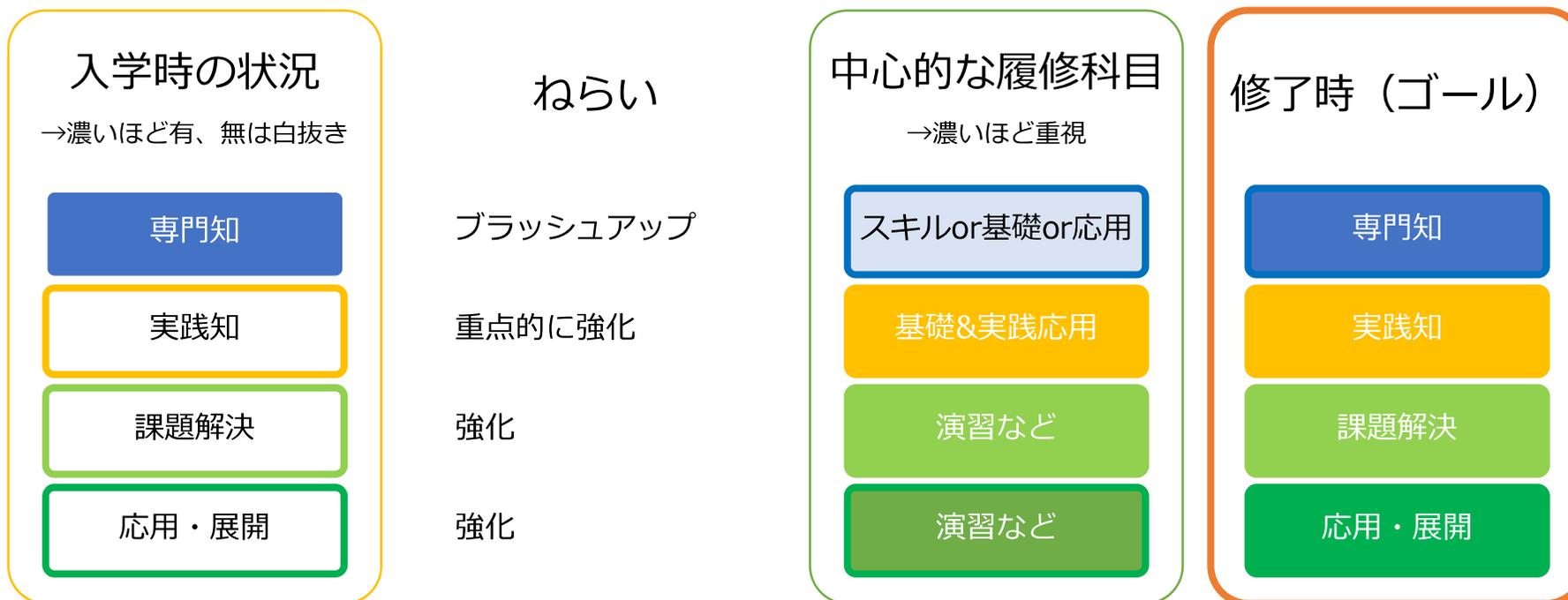
【資料26-1】履修モデル（概念モデル）

例3：大学では情報学を学び、学部卒業後、すぐに大学院に進学する（学部新卒）

学歴	職歴	入学時の知見	
		専門知 (スキル/基礎/応用)	実践知 (応用/実践応用)
学士課程	データ系職務経験（現職分野）		
工学系（情報学）	×（なし）	◎	×

→ 入学時の状況を踏まえ、それぞれの要素について、
終了時には十分な力・知見を得た状態（濃色）になることを目指し、履修計画を立てる。

【履修計画イメージ】



【資料26-2】 履修モデル

具体的な履修モデル①（入学時の状況／在学中の履修科目／修了後の進路）

入学時	在学中	修了時
<p>商学部卒業後、製造業の企業に就職し、実務の中でデータ分析に係る部門に在籍経験がある。実務の中で蓄えた知見を体系的に再整理し、学術的な観点を踏まえた上で特定課題として成果物にし、今後の実務に活かしていきたい。</p>	<p>プログラミング言語については、実務の中で関与が薄かった言語を1年次のうちに修める。また、アカデミック系の科目を中心に履修しつつ、データドリブンマネジメントやAI倫理といった、実務系の科目に関しても自身の職務において不足していた観点について履修する。2年次には、連携科目群からより学術的な科目も履修した上で、特定課題を作成する。</p>	<p>実務経験にくわえて、応用データサイエンスの知識を身につけ、特定課題作成のプロセスを経てチームワークで課題を解決に導ける人材となり、所属企業で活躍する。</p>

科目区分	1年			2年			合計 単位数
	科目名	単位数		科目名	単位数		
		春	秋		春	秋	
必修科目	データサイエンス概論	2		演習A-1	2		12
	導入演習		2	演習A-2		2	
				演習B-1	2		
				演習B-2		2	
選択科目	プログラミングB (R)	1					16
	プログラミングD (Python応用)		1				
	データの可視化と分析	2					
	機械学習入門	2					
	情報通信産業とデータサイエンス		2				
	予測モデル構築	2					
	プロセスマイニング原論		2				
	AI倫理とバイアス		2				
	データドリブンマネジメント	2					
専門科目				経営情報分析特論	2		2
研究指導	(研究指導)	*	*	(研究指導)	*	*	*
合計		11	9		6	4	30

【資料26-2】履修モデル

具体的な履修モデル②（入学時の状況／在学中の履修科目／修了後の進路）

入学時	在学中	修了時
<p>社会学部卒業後、教育産業企業で、アンケートや学習記録等を取り扱うデータ担当部署で活躍してきたが、今後ビッグデータを活用した経営戦略策定に携わっていくキャリアプランを立てている。</p>	<p>プログラミング言語等の技術に関する知識は高いレベルで有しており、履修計画はデータをどう有効的に取り扱うか・活用できるかという点を意識し、実務での応用を意識した科目履修を進める。</p> <p>同時に、2年次には、連携科目群からの履修と演習A担当教員の講義科目も履修し、特定課題作成にあたって求められる学術的な知識を補強する。</p>	<p>高いレベルでの情報処理・通信技術の能力を有しつつ、本学位プログラムでの学びを経て経営管理部門の人材として必要なマネジメント力が培われている。</p> <p>所属企業において、当該部門における管理職位となりうる状態になっている。</p>

科目区分	1年			2年			合計 単位数
	科目名	単位数		科目名	単位数		
		春	秋		春	秋	
必修科目	データサイエンス概論	2		演習A-1	2		12
	導入演習		2	演習A-2		2	
				演習B-1	2		
				演習B-2		2	
選択科目	データドリブンマネジメント	2		政策・事業評価		2	16
	予測モデル構築	2					
	プロセスマイニング原論		2				
	データドリブンマーケティング		2				
	コミュニケーションマネジメント	2					
	ブランド戦略マネジメント	2					
	戦略思考と意思決定		2				
専門科目				センシングシステム工学		2	2
研究指導	(研究指導)	*	*	(研究指導)	*	*	*
合計		10	8		4	8	30

【資料26-2】履修モデル

具体的な履修モデル③（入学時の状況／在学中の履修科目／修了後の進路）

入学時	在学中	修了時
<p>理工学部から就職等を経ず直接進学する。学部での学修経験により、データサイエンスに係る基礎知識は高い水準で修めている。大学院修了後に企業へ就職するにあたり、特に産業界を意識した実践力の形成を行いたいとの志向がある。</p>	<p>プログラミング言語に関しては十分な知見を有していないため、習熟度合いの浅い言語については1年次にしっかりと修める。 集積したデータの活用・応用という点を意識し、実務経験の豊富な教員の授業科目を集中的に履修する。同時にその実践を行うべく、2年次にはインターン科目を履修し、その経験も踏まえて特定課題を作成する。</p>	<p>データ解析やプログラミングなど、実際に手を動かしてすぐに使えるスキルが身につけており、同時にデータの意味を正しく捉えて技術的課題を整理し、それをもとに柔軟な提案をすることができる企画力を有した人材として、どの業種にも対応できる状態となっている。</p>

科目区分	1年			2年			合計 単位数
	科目名	単位数		科目名	単位数		
		春	秋		春	秋	
必修科目	データサイエンス概論	2		演習A-1	2		12
	導入演習		2	演習A-2		2	
				演習B-1	2		
				演習B-2		2	
選択科目	プログラミングA (SQL)	1		データビジネス実践3 (スポーツ・スポーツビジネス)	1		18
	プログラミングC (Python基礎)		1	インターンシップ		2	
	プログラミングD (Python応用)		1				
	データエンジニアリング概論	1					
	データエンジニアリング実践		1				
	深層学習の基礎と応用		2				
	データドリブンマネジメント	2					
	データリスクマネジメント	2					
	コミュニケーションマネジメント	2					
	データドリブンマーケティング		2				
専門科目						0	
研究指導	(研究指導)	*	*	(研究指導)	*	*	*
合計		10	9		5	6	30

【資料 27】

上智大学学位規程【一部抜粋】

制定 昭和 43 年 4 月 1 日

改正 昭和 46 年 4 月 1 日 昭和 50 年 4 月 1 日 平成 22 年 4 月 1 日

昭和 52 年 4 月 1 日 昭和 55 年 4 月 1 日 平成 22 年 9 月 1 日

昭和 56 年 4 月 1 日 平成 3 年 9 月 1 日 平成 23 年 4 月 1 日

平成 6 年 4 月 1 日 平成 17 年 4 月 1 日 平成 23 年 9 月 21 日

平成 17 年 12 月 1 日 平成 19 年 4 月 1 日 平成 24 年 4 月 1 日

平成 20 年 4 月 1 日 平成 21 年 4 月 1 日 平成 25 年 4 月 1 日

平成 26 年 4 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日 平成 28 年 4 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日 平成 30 年 4 月 1 日 平成 31 年 4 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日 令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）、上智大学大学院学則及び上智大学学則に基づき、上智大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において、学長が授与する学位は、博士、修士、専門職学位及び学士とする。

(博士)

第 3 条 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を有する者に授与する。

(修士)

第 4 条 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する者に授与する。

(専門職学位)

第 4 条の 2 専門職学位は、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有する者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、本学大学院学則第 21 条の 2 により、博士課程を修了した者に授与する。

第 6 条 前条に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院を修了した者と同等以上の学力を有することを試問により確認された者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第 7 条 修士の学位は、本学大学院学則第 21 条により、修士課程及び博士前期課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与の要件)

第7条の2 学士の学位は、本学学則第57条により、本学を卒業した者に授与する。

(専門職学位の授与要件)

第7条の3 法務博士(専門職)の学位は、本学大学院学則第21条の3により、専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出)

第8条 第5条の規定により博士論文の審査を申請し得る者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日に修了し得ると認められた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者。

第9条 第7条の規定により修士論文の審査を申請し得る者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日に修了し得ると認められた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者。

(申請方法及び申請書類)

第10条 博士後期課程(以下「後期課程」という。)に在学する者が博士の学位を受けようとするときは、論文審査願に論文目録、論文、論文要旨及び履歴書各3部を添え、学長に提出するものとする。

2 第6条の規定により博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書に論文目録、論文、論文要旨、履歴書各3部を添え、その申請する学位の専攻分野の名称を指定して、学長に提出するものとする。

3 修士の学位を受けようとする者は、所定の学位論文提出票に論文を添え、学長に提出するものとする。この場合、論文の部数及び提出期限は、各研究科の定めるところによる。

4 前3項の規定により提出する論文は、主論文1篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

(申請の受理)

第11条 学位論文の申請に関する事務は、学事局学事センターがこれを取り扱う。

2 第6条の規定による学位申請の受理は、学長が決定する。

3 前項により学位論文の受理を決定したとき、学位申請者は、別に定める審査料を納付しなければならない。

4 前項の定めにかかわらず、学位申請者が次の各号の一つに該当する場合は、審査料を免除する。

(1) 上智学院が設置する学校の専任教職員

(2) 本学大学院の後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学したときから1年以内に学位申請のあった者

5 受理の決定した学位論文及び納付された審査料は返還しない。

(論文審査委員会)

第12条 学位論文が受理された場合、研究科委員会は論文審査委員会を設ける。

2 論文審査委員会は、主査1名および2名以上の副査により構成する。

3 主査は、当該研究科に所属する大学院担当教員のうち指導教員の資格要件を備えるものと認められる者から選出し、論文審査委員会の委員長となる。

4 副査は、当該研究科に所属する大学院担当教員から選出する。

5 前項の規定にかかわらず、当該研究科委員会が論文審査のために必要があると認めるときは、当該研究科

委員会の議により、本学の他研究科又は学部の教員もしくは他の大学院又は研究所等の教員等を副査として招聘することができる。

6 前五項に関わらず、研究科委員会は、大学院学則第 19 条により国外の大学院、研究所等（以下「国外大学院等」という。）と共同で研究指導を行った場合には、国外大学院等との共同で論文審査委員会を設ける。この場合の論文審査委員会の構成、並びに主査及び副査の選出方法は、国外大学院等との博士論文共同指導制度に係る協定の定めるところによる。

（論文の審査）

第 12 条の 2 論文審査委員会は、本学大学院学則第 21 条及び第 21 条の 2 に規定する論文の審査及び試験並びに第 6 条に規定する論文の審査及び学力の確認（以下、「試問」という）を行う。

2 論文審査委員会は、論文審査のために必要があると認めたときは、模型又は標本その他を提出させることができる。

（試験）

第 13 条 本学大学院学則第 21 条及び第 21 条の 2 に規定する試験は、専攻学術と外国語について行う。

2 前項に定める試験は、博士の場合、公開により行い、学位申請者、申請学位名、論文題目、日時、場所及び論文審査委員名を大学掲示板に公示する。

3 専攻学術についての試験は、学位論文を中心として広く関連した科目につき口述により行う。

4 外国語についての試験は、修士の場合は 1 か国語、博士の場合は 2 か国語を課する。

5 前項の規定にかかわらず、博士の場合、研究科委員会が認めた場合は、1 か国語にすることができる。

6 第 4 項の規定にかかわらず、学位申請者の学位の種類や学位論文の性格に応じ、外国語試験を行う必要がないと研究科委員会が認めた場合は、これを免除することができる。

（試問）

第 14 条 第 6 条に規定する学力の確認（試問）は、専攻学術と外国語について行う。

2 前項に定める試問は、博士の場合、公開により行い、学位申請者、申請学位名、論文題目、日時、場所及び論文審査委員名を大学掲示板に公示する。

3 専攻学術についての試問は、本学大学院の後期課程を修了して博士の学位を授与される者と同等以上の学力を有するか否かについて行う。

4 外国語についての試問は、2 か国語を課する。

5 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が認めた場合は、1 か国語にすることができる。

6 第 6 条の規定により博士の学位を申請した者が、本学大学院の後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者であるときは、研究科委員会の議により学力の確認を免除することができる。

（審査期間）

第 15 条 博士論文の審査及び試験又は学力の確認は、学位申請を受理したときから 1 年以内に終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

2 第 5 条の規定により博士の学位を申請した者は、審査期間中休学又は留学することはできない。

3 第 7 条の規定による修士の学位についても、第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

(研究科委員会の審査及び報告)

第 16 条 研究科委員会は、論文審査及び試験又は学力の確認の終了後、論文審査委員会からの文書による報告に基づいて、学位授与の可否を審査し、可決のものについては、その結果を大学院委員会に報告する。

2 前項に定める審査は、研究科委員の 3 分の 2 以上が出席し、出席者の 3 分の 2 以上の同意を要する。ただし、公務又は出張のため研究科委員会に出席することができない委員については、委員の数に算入しない。

(意見具申)

第 17 条 大学院委員会は、研究科委員会の報告に基づいて、学位授与につき学長に意見を述べる。

2 大学院委員会が前項により意見を述べるにあたっては、委員の 3 分の 2 以上の出席及び出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とし、本学大学院学則で定める修了の期日以前にこれを行う。

(学位の授与)

第 18 条 学長は、大学院委員会の意見を徴し、学位の授与を決裁の上、学位の授与及び学位記の交付を行う。

2 第 5 条、第 7 条で定める学位の授与日は、本学大学院学則で定める修了の期日とする。

(論文要旨等の公表)

第 19 条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から 3 か月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第 20 条 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合は、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合において、本学は当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 前 2 項の規定により論文を公表する場合には、上智大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位の名称)

第 21 条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「上智大学」と付記しなければならない。

2 学位の名称は、上智大学学則第 58 条第 2 項に基づき別表 1 のとおりとする。

3 学位の名称は、上智大学大学院学則第 25 条第 1 項により別表 2 のとおりとする。

4 前項にかかわらず上智大学大学院学則第 25 条第 2 項により、「学術」の名称を付記することができる。

(学位授与の取消し)

第 22 条 学長は、次の各号に該当する場合、大学院委員会の意見を徴し、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき。

2 大学院委員会が前項により意見を述べるにあたっては、委員の3分の2以上の出席及び出席者の3分の2以上の同意を必要とする。この場合、第16条第2項ただし書きの規定を準用する。

(学位授与の報告)

第23条 博士学位を授与したときは、学長は、学位規則第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告する。

(学位記及び書類の様式)

第24条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から改正、施行する。

――中略――

附 則

この規程は、2021年（令和3年）4月1日から改正、施行する。

【資料 28】

上智大学学術研究倫理に関するガイドライン

平成 22 年 1 月 1 日 制定

平成 29 年 11 月 1 日 改正

前 文

イエズス会の設立による本学は、カトリシズムの精神に基づき、学術の中心として真理を探究し、文化の発展と人類の福祉に寄与する研究活動を行ってきた。

近年、グローバル化や多様化によって激動する社会が直面している諸問題は複雑化を増すとともに、学術研究における研究領域の学際性と社会的役割も複雑化している。

研究者は、学問の自由の下に研究活動における自主性が尊重され、真理を探究する権利を有するとともに、研究活動とその成果が人類、社会、自然環境に与える影響の大きさから、研究活動には高い倫理性が求められている。

本学は、本学における健全な学術研究の発展と社会との共生のため、ここに学術研究の倫理に関するガイドラインを定めることとする。

1. 目 的

本ガイドラインは、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究活動上の基本的な倫理指針を定めるものである。

2. 対 象

本ガイドラインにおける「研究者」とは、本学に所属する教員、研究員の他、本学で研究活動に従事するすべての者を指し、学生も研究活動に従事するときは、研究者に準ずるものとする。

3. 大学の責務

- (1) 本学は、研究倫理に係る意識を高め、研究活動に係る不正行為及び研究費の取扱いにおける不正行為を防止するため、研究活動及び研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。
- (2) 本学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

4. 研究者の責務

(1) 学術研究における不正行為の防止

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと、加担しないことはもとより、研究、調査データの記録保存や適切な取扱いを徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努める。

研究を指導する立場にある者は、不正行為が行われないよう、指揮下にある研究活動及び研究者等の管理、配慮を行う。

(2) 研究費の適正な使用

研究者は、研究の実施、研究費の使用にあたっては、研究の助成目的等を最大限に尊重するとともに、

本学規則及び研究費ごとに定められた条件や使用ルール等を遵守する。

(3) 契約の遵守、守秘義務

研究者は、研究や知的財産権に関する契約を締結する際は、本学が定める手続に則り行い、契約書に定められた内容を遵守するとともに、知り得た情報で守秘義務が発生する場合は、これを遵守する。

(4) 研究成果の適切な発表、オーサーシップ

研究者は、研究成果の公表について、データや論拠の信頼性の確保に向けて十分留意するとともに、他の研究者の研究成果やオリジナリティーを尊重して公正かつ適切な引用を行うことを基本姿勢とする。また、学術論文等の発表に際しては、オーサーシップや既に発表されている関連データの利用や著作権等について、各研究組織、研究分野、学術誌ごとにある固有の慣例やルールに則って細心の注意を払い、著者全員の十分な了解のもとに行うものとする。

(5) 審査の公正性

研究者は、他者の研究論文の査読や審査にあたる場合には、審査対象者の属性や審査対象者との関係等によって不当な評価を行うことなく、学問的な基準や当該審査の審査基準に基づいて、公正に審査を行う。

(6) 環境・安全への配慮、生命倫理の尊重

研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線、放射性同位元素、遺伝子組換え生物、外来生物、核燃料物質、劇毒物、環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、本学規則、関連省庁や学会等の指針（ガイドライン）等を遵守し、必要に応じて学内外の委員会での承認を受けるとともに、特に、人や動物を対象とした研究においては生命倫理を最大限に尊重する。

(7) 差別やハラスメントの排除

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想、信条による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示、指導等を受ける者に不利益を与えるような言動をとらない。

(8) 個人情報の保護

研究者は、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め、本学規則に基づき適正な取扱いを行うものとする。

(9) 利益相反の適正なマネジメント

研究者は、自らの研究活動にあたって、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、かかる状況が発生する場合には、本学規則に基づき情報公開を行い、適正なマネジメントを行うものとする。

5. 本学で実施しない研究

軍事的安全保障・デュアルユース（軍民両用）を目的とした研究については、これを実施しない。

附 則

このガイドラインは、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 29 年 11 月 1 日から改正、施行する。

【資料 29】

上智大学研究費の適正な使用・管理のガイドライン

制定 平成 24 年 1 月 1 日

改正 平成 24 年 7 月 1 日 平成 26 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日 2021 年（令和 3 年） 7 月 1 日

1. 目的

このガイドラインは、上智大学（以下、「本学」という。）の研究費の使用及び管理を適正に行うことを目的として定める。

2. 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 研究費

- ①国庫補助金による資金
- ②委託研究費、共同研究費又は研究業務委託費
- ③前 2 号の他に学校法人上智学院（以下、「学院」という。）が経理管理を委任された学外の資金
- ④学院から配分される個人教育研究費を含む教育研究に使用される全ての資金

(2) 研究者

本学に所属する教員、研究員の他、本学で研究活動に従事する者

(3) 職員

学院によって雇用され、研究費の執行と管理に関わる者

3. 研究者及び職員の責務

(1) 規程等の遵守

研究者及び職員は、本ガイドライン及び「上智大学学術研究倫理ガイドライン」の他、学院が定める各種規程並びに関係法令に従い、研究費の使用と管理を適正に行わなければならない。

(2) 不正使用の禁止

研究者及び職員は、研究費の適正な使用と管理が社会的責務であり、一個人による不正使用が、本学全体の教育研究活動の停滞と社会的信用の失墜に直結する行為であることを自覚し、絶対に不正使用を行わず、また、これに加担してはならない。

4. 責任体制の明確化

研究費の適正な使用及び管理に関する責任者は、次のとおりとする。

(1) 最高管理責任者

全体を統括し、研究費の使用・管理について最終責任を持つ者で、学長とする。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、研究費の使用・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者で、学術研究担当副学長とする。

(3) コンプライアンス推進責任者

当該部局における研究費の使用・管理について責任と権限を持つ者で、「上智学院職制」に定める各教育研究組織の長（研究科委員長、学部長、研究機構長、センター長）及び各事務組織の長（局長）とする。

(4) コンプライアンス推進副責任者

コンプライアンス推進責任者を補佐し、研究費の使用・管理について日常的な責任と権限を持つ者で、前項に定める各教育組織の長の下位者（専攻主任、学科長とする。）

5. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの統一化と明確化

①本学は、別に定める研究費の使用に関するルールを統一化し明確化することにより、研究費の使用が円滑且つ適正に行われるよう努めなければならない。

②不正使用とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付決定内容やこれに付された条件に違反した使用をいう。主な不正使用の態様は以下の通りである。

預け金 架空の取引により本学に代金を支払わせ、これを取引会社等に管理させること。

カラ出張 実態の伴わない出張旅費を本学に支払わせること。

カラ謝金 実態の伴わない作業謝金を本学に支払わせること。

(2) 規程及びマニュアル等の整備

本学は、各種規程の見直しや新規制定、業務マニュアル等の作成により、研究費の使用及び管理に関するルールが実効性と有効性を備えたものとなるように整備するとともに、ルールを研究者に周知徹底させ、研究費の適正な使用と管理についての意識の向上に努めなければならない。

(3) コンプライアンス講習の受講と誓約書の提出

研究費の使用・管理に関わる研究者及び職員は、研究費使用・管理に関するコンプライアンス講習を受講し、ルールを遵守して不正を行わず、万一不正を行った場合は厳正な処分と法的責任を負担すること等を内容とする誓約書を提出しなければならない。

(4) 啓発活動の実施

①最高管理責任者は、不正根絶に向けた構成員の意識の向上と浸透を目的として、自ら組織全体に対する定期的な啓発活動を実施する。

②統括管理責任者は、啓発活動に関する実施計画を策定する。

③コンプライアンス推進責任者は、当該部局内で競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、定期的に啓発活動を実施する。

6. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定と実施

(1) 不正使用発生要因の把握

本学は、研究者又は職員による研究費の不正使用発生要因を把握し、その改善策を講じなければならない。

(2) 不正防止計画の策定と実施

本学は、研究費の適正な運用及び管理体制を整備するために不正防止計画を策定し、着実に実施するとともに、継続的に見直しを行い、常に実効性の高い計画となるよう努めなければならない。

(3) 防止計画推進部署の設置

本学は、前項の目的を遂行するために防止計画推進部署を置き、学術情報局研究推進センターを以ってこれに充てる。

7. 研究費の適正な運営・管理活動

(1) 研究費の執行

研究者は、研究費の執行状況を適時把握し、適切かつ効果的に予算を執行しなければならない。

(2) 研究費の立替

本学は、研究期間が開始しているにもかかわらず、官公庁又は独立行政法人等から交付される研究費の入金が遅滞する場合には、「上智大学研究費等一部立替に関する内規」に基づき研究費の一部を一時的に立て替える等の措置をとり、円滑な研究活動の遂行及び不正発生要因の除去に資するよう努めなければならない。

(3) 発注及び納品、検品

研究費による物品等の発注は、学院の各種規程に従い、適切に行われなければならない。また、研究費により購入した物品等は、納品の際に別途定める手続きにより検収ステーションで検品を受けなければならない。

(4) 被雇用者の勤務及び謝金の管理

①研究費により雇用される者の任用手続、勤務管理及び謝金等の支払いは、任用身分に応じ、「上智学院就業規則」「上智学院臨時職員就業規則」「上智学院謝金取扱要領」の他、学院が定める各種規程並びに関係法令に従い、適正に行わなければならない。

②コンプライアンス推進責任者は、関係者への書面又はヒアリング等により勤務及び支払い受領の事実を検証しなければならない。

(5) 旅費の管理

①研究費により行う関係者の出張及びその旅費の管理は、「上智学院旅費規程」「上智大学科学研究費助成事業旅費取扱に関する細則」の他、学院が定める各種規程並びに関係法令に従い、適正に行わなければならない。

②コンプライアンス推進責任者は、根拠となる帳票等により出張の事実を検証しなければならない。

(6) 不正使用に係る措置

①コンプライアンス推進責任者は、研究費の不正使用が発覚又はその疑義が生じたとき、遅滞及び遺漏のないように最高管理責任者に報告しなければならない。

②最高管理責任者は、前項の報告を受けたとき、本学又は学院が定める各種規則並びに関係法令に基づき厳正な措置を講じなければならない。

(7) 取引会社等への対応

①コンプライアンス推進責任者は、取引会社等に本ガイドライン及び学内規則等を説明し、これを遵守させるとともに、公正な取引等を行うよう指示しなければならない。

②最高管理責任者は、研究費の不正使用に関与した取引会社等があるとき、別に定める基準に基づき厳正な措置を講じなければならない。

8. 情報の伝達を確保する体制の確立

(1) 相談窓口

研究費の適正な使用と管理に関するルール及び事務手続き等について、次の①又は②に掲げる区分に応じ、本学内外からの相談を受け付ける相談窓口を置き、適切に対応するものとする。

①「2. 定義 (1) 研究費」①～③ 学術情報局研究推進センター

②「2. 定義 (1) 研究費」④ 財務局経理グループ

(2) 通報窓口

- ①研究費の不正使用に関する通報は、監査室で受け付けるものとする。
- ②不正使用に関する通報の処理等については、「上智大学における公的研究費の不正使用に係る調査の手続きに関する内規」に基づき行うものとする。

9. モニタリングの在り方

(1) 部局によるモニタリング

研究費の執行と管理に関わる部局は、研究費の執行状況をモニタリングすることにより、部局間で連携し、適切な執行管理に努めなければならない。

(2) 監査室による内部監査及びモニタリング

監査室は、「学校法人上智学院内部監査規程」に基づき研究費の執行状況に関する内部監査を実施する。また、研究費に関する本学のモニタリングが適正に機能しているかを確認し、必要に応じて是正及び改善を提言する。

10. 監事の役割

(1) 不正防止に関する内部統制の確認

監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べる。

(2) 不正防止計画の確認

監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べる。

附 則

このガイドラインは、平成24年1月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成24年7月1日から改正、施行する。

附 則

このガイドラインは、平成26年4月1日から改正、施行する。

附 則

このガイドラインは、平成27年4月1日から改正、施行する。

附 則

このガイドラインは、平成29年4月1日から改正、施行する。

附 則

このガイドラインは、令和2年4月1日から改正、施行する。

附 則

このガイドラインは、2021年（令和3年）7月1日改正、施行する。

【資料 30】

上智大学人を対象とする研究に関する倫理委員会規程

制定 平成 22 年 4 月 1 日

改正 平成 23 年 7 月 1 日 平成 26 年 4 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、上智大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営等について、必要な事項を定める。

(委員会の目的)

第 2 条 委員会は、上智大学「人を対象とする研究」に関するガイドラインに基づき、人を対象とし、個人情報、個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究活動（以下、「人を対象とする研究」という。）が適正かつ円滑に実施されるよう、審査及びその他必要な措置を講ずることを目的とする。

(諮問事項)

第 3 条 委員会は、学長の諮問に応じて、次に掲げる事項について、学長に答申する。

- (1) 「人を対象とする研究」に係る研究計画の審査（以下、「研究計画審査」という。）に関する事。ただし利益相反に関する事項については、利益相反委員会に委ねるものとする。
- (2) 「人を対象とする研究」に係る規程、ガイドライン等の制定・改正に関する事。
- (3) その他、「人を対象とする研究」に係る学長の諮問事項

(審査基準)

第 4 条 審査の基準は、一般的に妥当と認められる倫理的規範に基づくほか、次に掲げるものによる。

- (1) 上智大学学術研究倫理に関するガイドライン
- (2) 上智大学「人を対象とする研究」に関するガイドライン
- (3) 関連省庁等の法令、指針や学会等の指針等

(構成)

第 5 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、学長が委嘱する。

- (1) 学術研究担当副学長
- (2) 学術研究担当副学長が推薦する教員 1 名
- (3) 生命倫理研究所が推薦する教員 1 名
- (4) 神学部 に所属し当該学部が推薦する教員 1 名
- (5) 総合人間科学部に所属し当該学部が推薦する教員 1 名
- (6) 理工学部・理工学研究科に所属し当該学部・研究科が推薦する教員 1 名
- (7) その他委員長が必要と認める場合には、学内外の有識者から若干名

2 委員は男女両性で構成するよう努めるものとする。

(任期)

第6条 前条第1項第1号の委員の任期は、その職の期間とする。

2 前条第1項第2号の委員の任期は、第1号の委員のそれに連動する。

3 前条第1項第3号から第7号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が任期中に辞任した場合の後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学術研究担当副学長とする。

3 副委員長は、第5条第1項第2号の委員とする。

4 委員長は、委員会を主宰し、代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専門委員)

第8条 委員長は、専門事項を調査審議等するため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門事項に関し学識経験のある者のうちから、委員長が委嘱する。

3 専門委員は、委員長が必要と認めるときには、議事に参加し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

4 専門委員は、当該専門事項の調査審議等が終わったとき、退任するものとする。

(運営)

第9条 委員会は原則として毎月1回開催し、委員長がこれを招集する。ただし、委員長が必要と認めた場合はこの限りではない。

2 議長は第5条第1項第2号の委員とする。ただし、やむを得ない事情により当該委員が議長を務めることができない場合、委員長が委員の中から指名する。

3 委員会が答申を行うにあたっては、委員の3分の2以上の出席及び委員の過半数の同意を要する。

4 委員長が必要と認めるときには、研究計画審査の申請者を委員会に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。

5 第5条で定める委員が、研究計画審査を申請する場合は、当該審査にかかわる意見を表明することはできない。

(審査の申請)

第10条 研究計画審査を申請する者(以下、「申請者」という。)は、所属組織の長を経由し、研究計画等審査申請書(様式1号)により、委員長に申請する。

(研究計画審査の審査方法)

第11条 研究計画審査の審査方法は、第9条に定める委員会による合議審査を原則とし、例外的に持ち回り審査を行い、これに代える場合がある。

(持ち回り審査)

第12条 委員長が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、持ち回り審査を行うことができる。

- (1) 第9条第1項に定める定期の委員会を開催できない事情があるとき
 - (2) 緊急の必要があると判断したとき
 - (3) 研究計画等審査申請書の内容が次のいずれかに該当するとき
 - ア 既に委員会において承認されている研究計画に関する軽微な変更に関する審査
 - イ 委員会において条件付き承認とされた研究計画の審査
 - ウ 研究対象者に対して最小限の危険（日常生活で被る身体的、心理的または社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画等に係る審査
- 2 持ち回り審査の成立・議決要件については、第9条第3項の定めを準用する。意見の調整が必要な場合は、委員長もしくはその委託を受けた副委員長が行い、判定結果を作成する。
- 3 前項の判定に関し、委員長は判定結果を全委員に通知する。

(再審査)

第13条 前条第3項に定める判定結果につき、2名以上の委員から反対があった場合及び第16条に定める異議申し立てがあった場合、委員長は当該申請を再審査に付す。

- 2 再審査は合議審査で行い、議事は第9条の定めに従う。

(審査結果)

第14条 委員長は、研究計画審査の結果について、審査結果通知書（様式2号）により、速やかに学長に答申するとともに、申請者に通知する。

- 2 委員長は、研究計画審査以外の検討結果について、学長に答申する。

(研究計画等の変更)

第15条 前条の判定を受けた研究計画審査の申請者が、当該研究計画等のうち第4条に定める審査基準にかかわる事項を変更するときは、委員会の承認を得なければならない。

- 2 委員長は、研究計画審査以外の検討結果について、学長に答申する。

(異議申立)

第16条 審査の判定に異議のある申請者は、所属組織の長を経由し、異議申立書（様式3号）により、委員会に再審査を申請することができる。

- 2 再審査の手續については、第11条から第14条を準用する。

(実施状況の報告及び実地調査)

第17条 委員会は、研究等について必要があると判断したときは、申請者に対し実施状況を報告させることができる。

- 2 委員会は、研究等が研究計画等に沿って適切に行われているかを随時実地調査することができる。

(研究等の変更または中止の勧告)

第18条 委員長は、前条の結果が不適切と判断した場合には、研究等の変更または中止の勧告を行い、学長に答申する。

(議事要旨等の公開)

第 19 条 次の各号に該当する事項は公開する。ただし、研究対象者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護または競争上の地位の保全に支障が生じるおそれがある部分は、委員会の答申により学長が非公開とすることができる。

- (1) 委員会の議事要旨(研究課題名、申請者、研究期間及び審査結果等)
- (2) 委員会の構成並びに委員の氏名・所属等

(記録の保存)

第 20 条 委員会の審査に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き、研究の終了または中止した年度の翌年度から 5 年間とする。

(守秘義務)

第 21 条 委員は、その職務上知りえた秘密(研究対象者に関する情報や広義の知的財産となる可能性のある方法など)を漏らし、または自己のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査の代行)

第 22 条 上智大学を設置する学校法人上智学院が他に設置する学校で、独自に倫理委員会を設けることが困難な場合は、上智大学の倫理委員会がその審査を代行することができる。

- 2 審査を代行するにあたり、倫理審査の審査基準は第 3 条を準用し、その他手続きについても本規程に基づくものとする。
- 3 審査の代行に関して必要な事項は別に定める。

(事務局)

第 23 条 委員会に関する事務は、学術情報局研究推進センターの所管とする。

(規程の改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、本学院の定める手続きにより行う。

附 則

この規程は、2010 年(平成 22 年)4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2011 年(平成 23 年)7 月 1 日から改正、施行する。

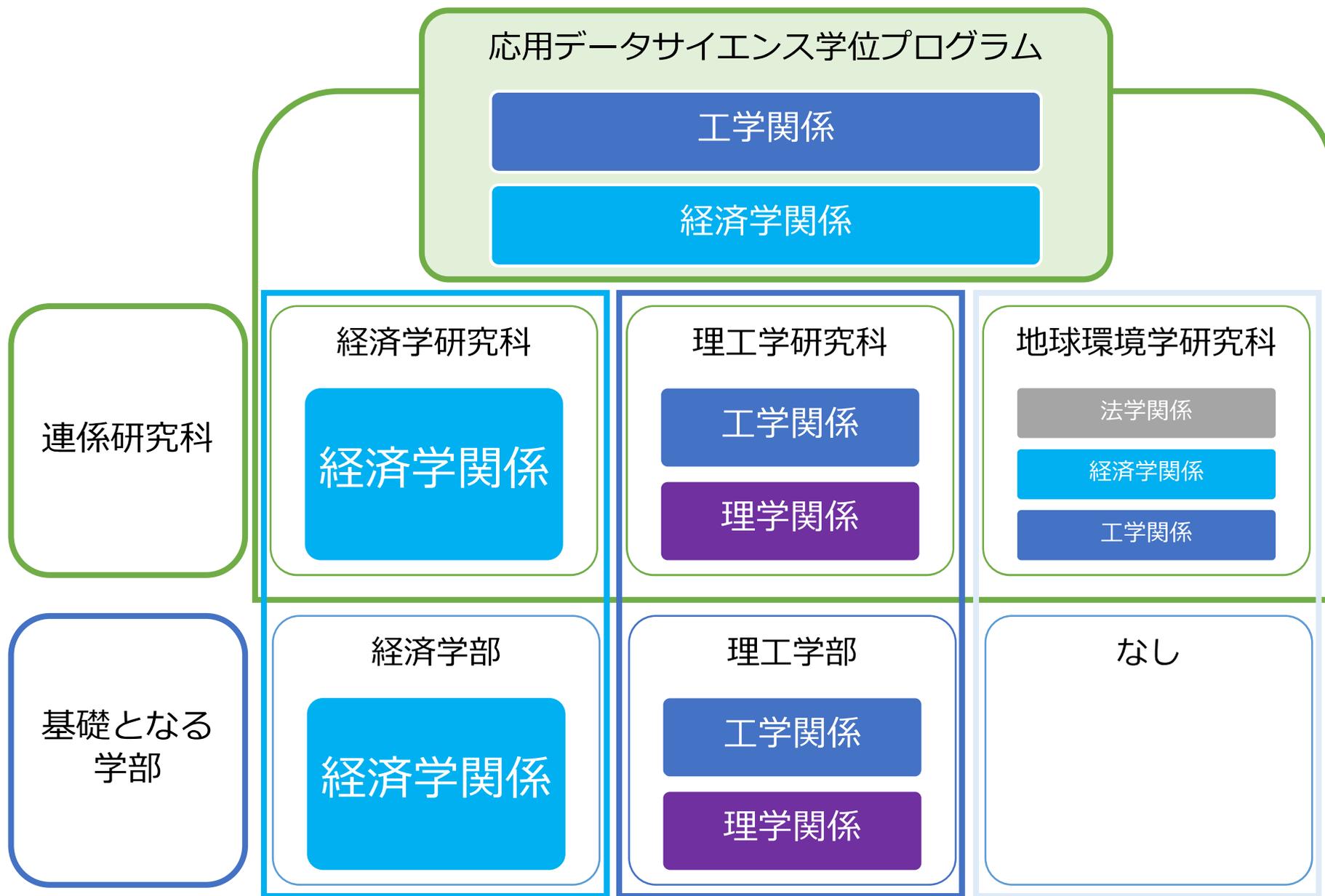
附 則

この規程は、2014 年(平成 26 年)4 月 1 日から改正、施行する。

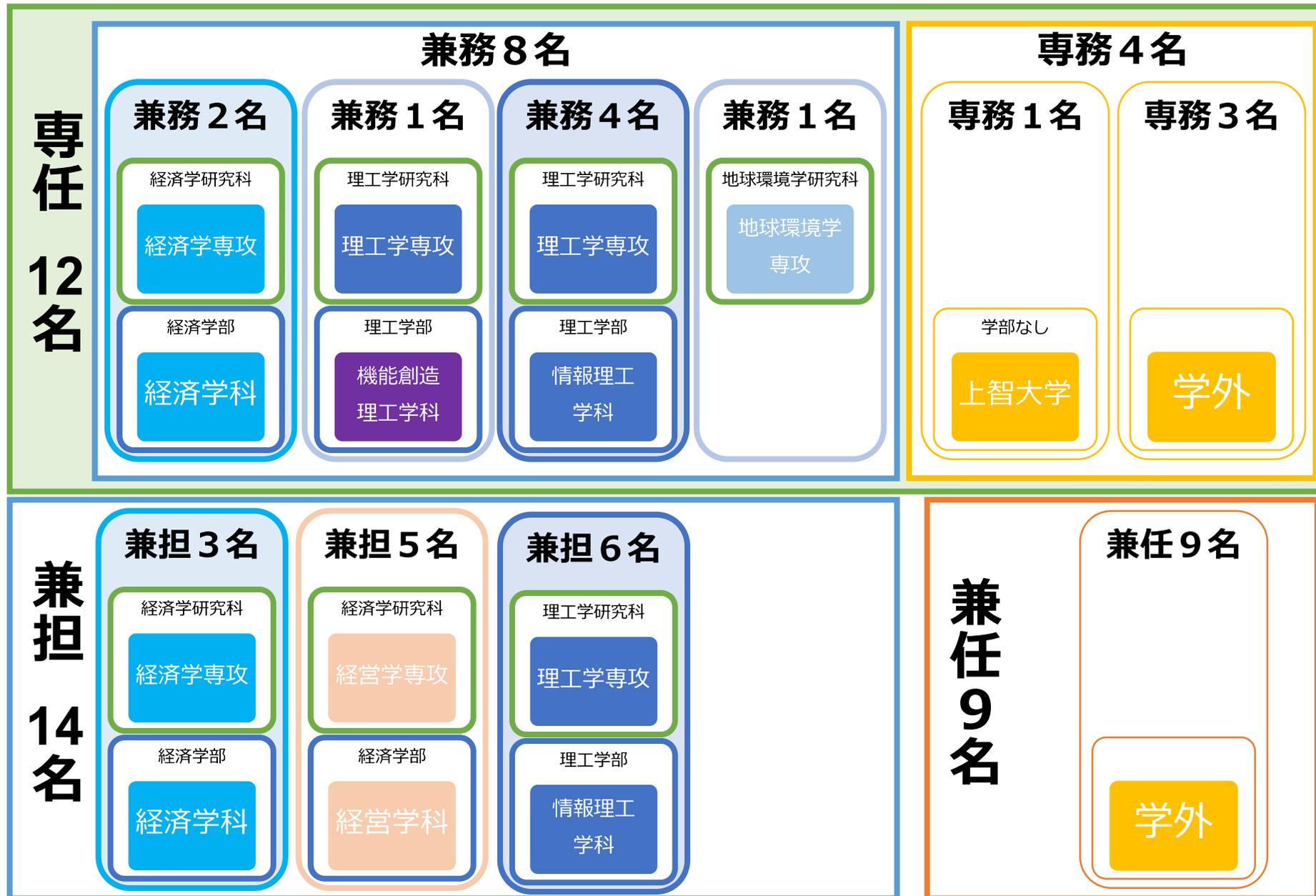
附 則

この規程は、2015 年(平成 27 年)4 月 1 日から改正、施行する。

【資料31】 基礎となる学部との関係
 ー学部・大学院の配置と学位分野(領域)のつながり



【資料32】 基礎となる学部との関係
 ー教員組織編成（所属学部および所属大学院との関係）



【資料33】 応用データサイエンス学位プログラム(修士課程) 時間割(案)

		月	火	水	木	金	土		
1時限 9:00-10:40	春学期		財務会計論特講 I 西澤 茂						
	秋学期		環境経済学特講 II 堀江 哲也						
2時限 10:55-12:35	春学期	数理経済分析特講 I 来島 愛子	経営戦略論特講 I 網倉 久永						
	秋学期	数理経済分析特講 II 来島 愛子	経営戦略論特講 II 網倉 久永		統計学特講 II 竹内 明香				
3時限 13:30-15:10	春学期		ミクロ経済学特講 I 堀江 哲也	経営財務論特講 I 石井 昌宏			経営情報分析特論 山下 遥		
			視覚メディア処理特論 亀田 裕介						
	秋学期		マーケティング戦略論特講 I 杉谷 陽子						
		製品開発論特講 II 小阪 玄次郎	マーケティング戦略論特講 II 杉谷 陽子	経営財務論特講 II 石井 昌宏	ミクロ経済学特講 II 蓬田 守弘				
4時限 15:25-17:00	春学期	データサイエンス数学 大槻 東巳	データの可視化と分析 山下 遥	機械学習入門 山中 高夫	ビジネス最適化のための人工知能	ゴンザルベス・タッド			
	秋学期	データサイエンス特論 山中、山下	深層学習の基礎と応用 安納 住子	情報通信産業とデータサイエンス 矢入 郁子	政策・事業評価 倉田 正充	市場と環境へのデータサイエンスアプローチ 堀江 哲也			
5時限 17:20-19:00	春学期	プログラミングA プログラミングB 大原 佳子	COMPUTER SCIENCE 宮本裕一郎 ほか	データエンジニアリング概論 澤井 司	データドリブンマネジメント 小林 裕亨	マシンインテリジェンス 矢入 郁子			
		コミュニケーションマネジメント 伴 果純	予測モデル構築 大原 佳子	データビジネス実践5(保険) 石井 幸治		データリスクマネジメント 百瀬 公朗			
	秋学期	センシングシステム工学 山中 高夫	プログラミングC プログラミングD 山下 加奈 恵	AI倫理とバイアス トーマス テラ ンド	戦略思考と意思決定 小林 裕亨	データビジネス実践3(スポーツ・スポーツビジネス) 羽物 俊樹			
						プロセスマイニング原論 百瀬 公朗			
6時限 19:10-20:50	春学期	ブランド戦略マネジメント 伴 果純	データサイエンス概論 輪講	データエンジニアリング実践 澤井 司	生産性と企業価値のマネジメント 小林 裕亨	データビジネス実践1(金融) 高橋 佐良人 藤本 浩司			
				演習B-1 専任教員	演習A-1 専任教員	データビジネス実践4(製造) 山田 篤伸			
	秋学期	データドリブンマーケティング 伴 果純	ピープルアナリティクス 大原 佳子	データビジネス実践2(通信) 近藤 裕司					
				演習B-2 専任教員	演習A-2 専任教員				
集中講義	春学期								
	秋学期	インターンシップ 百瀬 公朗							

授業科目はすべて一般講義教室で実施

【資料 34】

上智大学科目等履修生規程

制定	平成 8 年 4 月 1 日	
改正	平成 14 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日
	平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 23 年 4 月 1 日	平成 24 年 9 月 21 日
	平成 25 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 上智大学学則第 71 条に基づき、科目等履修生の取扱いに関してこの規程を定める。

(目的)

第 2 条 この科目等履修生の制度は、上智大学（以下「本学」という。）が、社会人、留学生等に対して学習機会を拡充し、その学習の成果に対して、本学の単位の授与という評価を与え、もってこれら社会人、留学生等の学習意欲の向上及び国際交流の促進に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 本規程に定める科目等履修生とは、本学の一又は複数の授業科目を履修する者であって、次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) 教職課程の科目を履修する者
- (2) 学芸員課程の科目を履修する者
- (3) 本学の開講科目を体系的に履修する者（ハンディキャリ-生）
- (4) 短期プログラムの開講科目を履修する者
- (5) その他本学の開講科目を任意に選択して履修する者

(出願資格)

第 4 条 科目等履修生として出願することのできる者は、本学学則第 24 条第 1 項の各号の一に該当する者とする。

2 前項にかかわらず、前 3 条第 1 号及び第 2 号の科目等履修生として出願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学卒業生
- (2) 本学大学院生
- (3) 上智大学短期大学部生
- (4) その他本学が特に認めた者

3 第 1 項にかかわらず、前条第 3 号の科目等履修生として出願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国籍を有し、学校教育における 12 年の課程を修了した者
- (2) その他本学が特に認めた者

4 第1項にかかわらず、前条第4号の科目等履修生として出願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育における16年の課程を修了した者
- (2) 国内外の大学（短期大学を含む）に在学する者
- (3) その他本学が特に認めた者

(出願)

第5条 科目等履修生として出願しようとする者は、定められた期日までに募集要項に定める選考料を納付するとともに所定の書類を提出しなければならない。

2 既納の選考料は返還しない。

(許可)

第6条 科目等履修生として出願した者があるときは、一般の授業に支障のない場合に限り、学部教授会等で選考のうえ、学長がこれを許可する。

2 選考方法は、書類選考とし、必要に応じて面接を行う。

(手続)

第7条 科目等履修生として許可された者は、定められた期日までに募集要項に定める納付金を納付するとともに所定の書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を終えた者には、科目等履修生証を交付する。

3 科目等履修生に係る既納の諸費用は、返還しない。

4 前項にかかわらず、本学の都合による受講中止等の場合は費用の返還を行う。

(履修期間)

第8条 履修期間は1年とする。

2 前項にかかわらず、第3条第3号の科目等履修生については、事前の申し出により履修期間の延長を願い出た場合に、これを認めることができる。

3 第1項にかかわらず、第3条第4号の科目等履修生の履修期間については、原則として本学の定める夏期休業期間の範囲内とする。

4 第1項にかかわらず、第3条第5号の科目等履修生の履修期間は、各学期単位とする。

(履修限度及び履修の範囲)

第9条 履修できる科目は1年間30単位以内とする。

2 履修科目等については別に定める。

3 前二項にかかわらず、第3条第3号の科目等履修生については、所属学部、センターの履修登録上の取扱いを準用する。

(単位の習得)

第10条 科目等履修生が所定の科目等の履修を終え、試験に合格したときは、単位を修得することができる。

(科目等履修生証)

第 11 条 科目等履修生は、本学内において、常に科目等履修生証を携帯しなければならない。

(施設等の利用)

第 12 条 科目等履修生は、本学の施設に関する諸規程に基づいて、本学の施設を利用することができる。

(許可の取消)

第 13 条 次の各号の一に該当する場合は、科目等履修生の許可を取り消すものとする。

(1) 本規程その他本学の諸規程に違反する行為があったと認められたとき。

(2) 科目等履修生としての本分に反する行為があったと認められたとき。

2 第 3 条第 3 号の科目等履修生において、履修登録を行わない場合には当該学期の在籍を取り消すものとする。

3 本学が定める必要な費用を所定期日までに納入しない場合には当該学期の在籍を取り消すものとする。

(規定の準用)

第 14 条 科目等履修生については、原則として、本学諸規程を準用する。

附 則

1 この規定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 5 年 4 月 1 日から施行の上智大学課程履修における取扱要領は、廃止する。

附 則

この規程は、2002 年（平成 14 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2006 年（平成 18 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2007 年（平成 19 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2008 年（平成 20 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2009 年（平成 21 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2010 年（平成 22 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2011 年（平成 23 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2012 年（平成 24 年）9 月 21 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2013 年（平成 25 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2014 年（平成 26 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2019年（平成31年）3月29日から改正、施行し、2018年（平成30年）4月1日から適用する。

【資料 35】

上智大学聴講生規程

制定	昭和 56 年 4 月 1 日	
改正	平成 2 年 4 月 1 日	平成 5 年 4 月 1 日
	平成 16 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
	平成 20 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日
	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 7 月 1 日
	平成 23 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日
	平成 25 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 上智大学学則第 72 条第 2 項及び上智大学大学院学則第 36 条第 2 項の規定に基づき、聴講生の取扱いに関してこの規程を定める。

(資格)

第 2 条 聴講生として出願することのできる者は、聴講しようとする授業科目を学習するに足る学力を有する者とする。

(出願)

第 3 条 聴講生として出願しようとする者は、所定の書類を定められた期日までに提出しなければならない。

(手続)

(審査)

第 4 条 本学は、聴講生として出願し、第 2 条に定める資格を満たす者について、前条により提出された書類に基づき、審査を行う。

2 前項の受入審査は、次に掲げる事項を斟酌して行う。

- (1) 本学の教育理念に照らし、本学の聴講生としてふさわしいこと。
- (2) 聴講の目的が明確であり、かつ、その目的が当該授業科目の受講にあること。
- (3) 授業の実施に支障がないこと。

(許可)

第 5 条 聴講の許可は、学長がこれを決定する。

(手続)

第 6 条 聴講の許可を得た者は、定められた期日までに所定の手続を経て、募集要項に定める納付金を納入しなければならない。

2 本学は、前項により納入した納付金については、これを返還しない。ただし、本学の都合による開講中止

等の場合は、費用の返還を行う。

3 第1項の手続は、入学手続要項に定める。

学長は、前条により、所定の手続を経て納付金を納入した者に対して、聴講の許可を与えるものとする。

(聴講の範囲)

第7条 聴講を願い出ることのできる授業科目は、原則として次に掲げる科目を除くものとする。

- (1) 語学、実技、実験及び演習科目（ただし、大学院演習科目を除く）
- (2) 受講者数制限科目
- (3) その他、学部、学科、研究科及び専攻で特に定めた科目

2 聴講できる授業科目は、各学期において12単位以内とする。

(単位の認定)

第8条 聴講生が聴講した授業科目の単位の認定は行わない。

(聴講期間)

第9条 聴講期間は、各学期単位とする。

(聴講生証)

第10条 聴講生は、聴講生証の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

(許可の取消)

第11条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、聴講の許可を取り消すことがある。

- (1) 本規程その他本学の諸規程に違反する行為があったと認められたとき。
- (2) 本学の秩序を乱したと認められたとき。

(特別受入聴講生)

第12条 官庁、学校、企業及びその他の機関から聴講生の委託を受けたときは、本規程を準用し、特別受入聴講生として受入れることができる。

2 大学院の研究科及び専攻において受入れる特別受入聴講生は、特定の授業科目の履修及び研究指導を受けることができる。

3 特別受入聴講生については、第3条、第4条、第6条、第7条及び第10条の規定は適用しないものとし、委託先ごとに個別に定める。

(規程の準用)

第13条 聴講生には、本学諸規程を準用する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、本学院の定める手続により行う。

附 則

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2017 年（平成 29 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2019 年（平成 31 年）3 月 29 日から改正、施行し、2018 年（平成 30 年）4 月 1 日から適用する。

【資料 36】

上智大学院担当教員選考基準及び審査手続に関する規程

制定 昭和 54 年 4 月 1 日

改正 平成 14 年 4 月 1 日 平成 19 年 10 月 1 日

平成 23 年 4 月 1 日 平成 26 年 4 月 1 日

平成 30 年 7 月 1 日

(総則)

第 1 条 この規程は、上智大学大学院の研究・教育を担当する教員（以下、「大学院担当教員」という。）の選考基準及び審査手続を定める。

(教員の区分)

第 2 条 大学院担当教員は、その担当する専門分野に関し、高度の研究・教育上の指導能力があると認められる者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、その区分は次のとおりとする。

(1) 指導教員Ⅰ 博士後期課程及び博士前期課程の研究指導及び授業を担当する者

(2) 指導教員Ⅱ 博士後期課程の研究指導の補助及び授業、並びに博士前期課程の研究指導及び授業を担当する者

(3) 指導補助教員 博士後期課程及び博士前期課程の研究指導の補助、講義及び授業を担当する者

(4) 授業担当教員 博士後期課程及び博士前期課程の授業を担当する者

2 前項の区分において、指導教員Ⅰ及び指導教員Ⅱは教授又は准教授とし、指導補助教員は教授、准教授、講師、助教、他専攻所属教員又は非常勤講師のいずれかとする。

(大学院担当教員の資格)

第 3 条 指導教員Ⅰ及び指導教員Ⅱとして認められる者は、博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者又は研究上の業績がこれに準ずると認められる者とする。

2 指導補助教員として認められる者は、博士の学位を有し、研究上の業績を有する者又は研究上の業績がこれに準ずると認められる者とする。

3 授業担当教員として認められる者は、研究上の業績が前二項に定める者に準じ、当該科目の講義及び実験の担当が適当であると認められる者とする。

4 大学院担当教員の認定にあたっては、学位や研究上の業績の他、当該専門分野に関する高度の技術・技能、特に優れた知識及び実務経験等を考慮することができる。

5 指導補助教員又は授業担当教員として認められる非常勤講師は、研究上の業績が第 1 項から第 3 項までに定める者に準じ、講義及び実験の担当が適当であると認められる者とする。

(資格審査)

第 4 条 大学院担当教員を新規に採用するときは、本学在職者と学外者とを問わず、当該研究科及び専攻において資格の審査を行わなければならない。

2 大学院担当教員を学外から選考するときは、各専攻の発議により、あらかじめ関連の学部及び学科等においてその可否を審議するものとする。

3 前項にかかわらず、実践宗教学研究科および地球環境学研究科においては、関連する学部教授会の審議を

要しないものとする。

(基準内規)

第5条 各研究科及び専攻は、資格審査に関する基準内規を定めなければならない。

(判定結果の稟議)

第6条 資格審査の判定結果は、研究科委員長が副学長を経て学長に稟議するものとする。

(辞令の交付)

第7条 学長の決裁により、指導教員Ⅰ及び指導教員Ⅱ又は指導補助教員として承認された者には、資格認定の辞令を交付するものとする。

附 則

本規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成14年4月1日から改正、施行する。

附 則

本規程は、2007年（平成19年）10月1日から改正、施行する。

附 則

本規程は、2011年（平成23年）4月1日から改正、施行する。

附則

本規程は、2014年（平成26年）4月1日から改正、施行する。

附則

1. この規程は、2018年（平成30年）7月1日から改正、施行する。
2. 改正後の第4条第3項の規定は、2016年（平成28年）4月1日から適用する。

【資料 37】

上智学院就業規則

制定 昭和 59 年 12 月 19 日

改正 平成 3 年 4 月 1 日	平成 4 年 4 月 1 日	平成 6 年 4 月 1 日
平成 8 年 4 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日	平成 11 年 4 月 1 日
平成 14 年 4 月 1 日	平成 16 年 10 月 1 日	平成 17 年 4 月 1 日
平成 18 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日
平成 25 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日	平成 28 年 1 月 1 日
平成 28 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 29 年 10 月 1 日
平成 31 年 4 月 1 日	令和元年 11 月 1 日	2021 年（令和 3 年） 4 月 1 日

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、上智学院（平成 28 年 3 月 31 日において学校法人栄光学園、学校法人六甲学院、学校法人広島学院又は学校法人泰星学園であった部分を除く。以下「学院」という。）が雇用する教員及び職員（以下「教職員」という。）の勤務その他に関する基本的事項を定める。

2 この規則において、教職員とは、上智学院職制第 3 条第 1 項に定める専任の教員ならびに同第 4 条第 1 項に定める専任の職員をいう。

3 教職員の勤務に関する事項は、この規則及び関係諸規程のほか、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の法令の定めるところによる。

4 第 2 項に定める以外の教職員の勤務に関する事項は、別に定める。

第 2 章 勤務

第 1 節 服務基準

（服務の原則）

第 2 条 教職員は、建学の精神を体し、相互に協力して学院の発展に努めなければならない。

2 教職員は、諸規程、通達、指揮監督者の指示命令を忠実に守り、自己の職責を遂行するとともに、職場秩序の保持に努めなければならない。

3 教職員は、職務に専念するとともに、絶えず自己研鑽し、職務に必要な知識、能力、技能の獲得ならびに向上に努めなければならない。

（職務）

第 3 条 教員は、次の各号に定める職務を遂行しなければならない。

- （1）週当たり 4 日以上出校し、学生の教育指導と研究に従事すること。
 - （2）教授、准教授及び助教は、学則に定める教育課程に基づいて、週当たり 8 時間（4 時限相当）以上の授業を担当するとともに、学生の成績を適切に評価すること。
 - （3）学生の入学、卒業、その他の学生の学籍に関する業務を行うこと。
 - （4）教授会、委員会、その他学院もしくは学院が設置する学校が催す会議に出席、ならびにその決定に基づく職務を分担すること。
 - （5）学校が催す行事等に出席、もしくは行事等の職務を分担すること。
 - （6）学院もしくは学院の設置する学校の運営に必要な職務を分担すること。
- 2 職員は、学院もしくは学院の設置する学校の運営にかかる職務を行う。

(禁止事項)

第4条 教職員は、次に定める行為をしてはならない。

- (1) 学院の名誉を毀損し、教職員としての信用を傷つけるような行為
- (2) 学院名及び職名を私事のため悪用するような行為
- (3) 業務上知り得た秘密及び個人情報を他に漏らし、又は許可なく秘密に関する文書及び個人情報等を他に閲覧させるような行為
- (4) 許可なく公職若しくは学院外の職務に就き、又は事業を営むなどの行為
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成27年法律第27号）第2条第8項に定められている特定個人情報を他に漏らし、又は法および職務の範囲を超えて他に提示・利用・閲覧させるような行為
- (6) その他学院の指示に反する行為

第2節 勤務時間、休憩時間及び休日

(勤務時間)

第5条 教職員の勤務時間及び休憩時間は、次のとおりとする。

	勤務時間	休憩時間
月曜日～金曜日（各1日当たり）	7時間	1時間
一週間当たり	35時間	5時間

(変形勤務時間)

第6条 学院は、業務の都合その他必要あるときは、前条の定めにかかわらず、あらかじめ当該教職員に周知のうえ4週間を平均して、1週間の勤務時間が35時間を超えない限り、特定の日において7時間、特定の週において35時間を超えて勤務させることができる。

(始業、終業及び休憩)

第7条 教職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は次のとおりとする。

始業	午前9時
終業	午後5時
休憩時間	午前11時30分～午後0時30分

(始業、終業及び休憩時刻の変更)

第7条の2 前条にかかわらず、学院は、業務の都合その他必要ある場合は、全部又は一部の者について、あらかじめ当該教職員に周知の上、前条に定める始業、終業及び休憩の時刻を変更することがある。

第7条の3 前項について、社会福祉専門学校事務センターにおける始業及び終業の時刻並びに休憩時間を次のとおりとすることがある。

始業	午後1時15分
終業	午後9時15分
休憩時間	午後3時30分～午後4時30分

第7条の4 本条第2項について、大阪サテライトキャンパス事務センターにおける始業及び終業の時刻並びに休憩時間を次のとおりとすることがある。

始業	午前11時
終業	午後7時
休憩時間	午後1時30分～午後2時30分

第7条の5 第7条の規定にかかわらず、学院は、教職員本人の傷病による通院その他やむを得ない事情があると認められるときは、教職員本人の願い出によって、第5条に定める勤務時間（1日7時間）を変更することなく、第7条に定める始業の時刻を午前8時45分から午前9時、終業の時刻を午後4時45分から午後5時の範囲で変更することができる。

2 前項で始業及び終業時刻を変更することのできる期間は1年間とする。ただし、同一の事由で最長5年間の延長を行うことができる。

3 次の事由の一に該当する場合は、別に定める。

（1）教職員が養育する子の育児又は保育の必要があるとき

（2）教職員の家族（配偶者、父母、子及び配偶者の父母並びにこれら以外の同居の親族）を介護する必要があるとき

第7条の6 前条の規定にかかわらず、職員については、フレックスタイム制を適用するものとする。なお、フレックスタイム制を適用する職員の範囲については、労使協定にて定める。

2 フレックスタイム制を適用する職員の始業、終業時刻は、労使協定で定める範囲において当該職員が自主的に決定するものとする。

3 フレックスタイム制に関する他の項目については、別途定める「フレックスタイム制に関する協定書」の内容を就業規則の一部として準用する。

（休憩時間の利用）

第8条 休憩時間は、各自自由に利用することができる。ただし、外出する場合は、所属長に届け出なければならない。

（休日）

第9条 学院は次のとおり休日を定める。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）土曜日

（4）創立記念日 11月1日

（5）ザビエル祭 12月3日

（6）年末年始 12月29日から翌年1月4日まで

（7）その他学院が特に休日と定めた日

2 前項に定める休日のうち、日曜日を法定休日とする。

3 第1項2～7号に定める休日は、学院の式典行事の開催その他やむを得ない事由により必要ある場合は、休日を他の就業日と変更し、又は振り替えることがある。

第3節 時間外勤務及び休日勤務

（時間外及び休日勤務）

第10条 学院は、業務の都合上やむを得ない場合には、第5条及び前条の定めにかかわらず、時間外又は休日に勤務させることがある。

2 休日に勤務させる場合には、あらかじめ「出勤を命じた休日」の属する月または週に休日を指定する。この場合の週とは、日曜日から始まり土曜日で終わる一週間をいう。

3 日曜日に勤務させる場合には、当該日曜日以前の所定勤務日の就業時間までに振り替える休日を指定することとする。

（災害時の勤務）

第11条 災害その他特別の事由があるときは、前節及び本節の定めにかかわらず、臨時休業日を定め、又は勤務時間等の変更をすることがある。

第4節 欠勤、遅刻及び早退

(欠勤)

第12条 傷病その他やむを得ない事由で欠勤する場合は、あらかじめ所定の様式により所属長を経て学院の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかに届け出てその承認を得るものとする。

2 傷病による欠勤が引続き10日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(遅刻・早退)

第13条 遅刻又は早退は、あらかじめ所定の様式により所属長を経て学院の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかに届け出てその承認を得るものとする。

第5節 休暇

(休暇)

第14条 休暇を次のとおり定める。

(1) 年次有給休暇 別表第1のとおりとする。

(2) 特別休暇 別表第2のとおりとする。

2 前項の休暇は有給とし、通常の給与を支給する。

3 小学校就学前の子を養育する者は、第1項に掲げる休暇とは別に看護休暇を取得できるものとし、看護休暇及び看護休暇期間中の給与については、別に定める。

4 要介護状態にある家族を介護する者は、第1項に掲げる休暇及び14条の3に定める介護休業とは別に介護休暇を取得できるものとし、介護休暇及び介護休暇期間中の給与については、別に定める。

(育児休業、育児時間及び育児短時間勤務)

第14条の2 1歳に満たない子と同居し養育する者は、申出により、育児休業及び育児時間を取得することができる。また両親ともに育児休業をする場合、教職員は、子が1歳2ヵ月に達するまでの間で、誕生日および産後休暇期間と育児休業期間との合計が1年間(子の誕生日から1歳に達するまでの日数)を限度として、申出により育児休業をすることができる。ただし、育児が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6ヵ月に達するまで育児休業をすることができる。

2 小学校3年生までの子と同居し養育するものは、申出により、その子が小学校3年生の学年度末に達する日まで育児短時間勤務をすることができる。

3 育児休業及び育児短時間勤務並びに当該期間中の給与については、別に定める。

(介護休業及び介護短期時間勤務)

第14条の3 教職員で要介護状態にある家族を介護する者は、申出により、介護休業並びに介護短時間勤務をすることができる。

2 介護休業及び介護短時間勤務並びに当該期間中の給与については、別に定める。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第14条の4 妊娠中及び出産後1年以内の女性教職員から健康管理についての申し出がある場合には、必要な措置を講ずることができる。

2 前項の措置については、別に定める。

(休暇の手続)

第15条 第14条に定める休暇（夏期休暇、年次有給休暇のうち学院が取得時季を指定するもの、及び法令に定める休暇を除く。）を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により所属長を経て、学院の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかに届け出てその承認を得るものとする。

2 年次有給休暇その他法令に定める休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により所属長を経て、学院に届け出なければならない。

第3章 給与

（給与）

第16条 給与については、別に定める。

第4章 採用、休職、退職及び解雇

第1節 採用

（採用）

第17条 教員の採用については、別に定める。

2 職員の採用については、職員採用規程による。

（提出書類）

第18条 前条により採用された教職員は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書（学院所定の様式による。）
- (2) 健康診断書
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) 誓約保証書（保証人は都内又は近郊に居住し、独立の生計を営む成年者でなければならない。）
- (5) 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（公的機関から発行を受けたもの。）
- (6) 必要に応じ免許状・卒業証明書・学業成績証明書
- (7) その他学院が必要と認める書類

2 第1項の規定に基づき学院に提出又は提示された書類及び雇用管理情報は、学院の人事政策、雇用管理及び法令で定められた利用目的の範囲内で利用するものとする。

（提出書類の異動届出）

第19条 前条の提出書類の記載事項に異動があつたときは、これを速やかに届け出なければならない。

（試用期間）

第20条 新たに教職員として採用された者は、採用された日から3か月間を試用期間とする。

2 試用期間を終えて本採用された者は、当該期間を勤続年数に通算する。

3 学院は、第1項の定めにかかわらず、特別の場合は試用期間を設けず採用することがある。

第2節 休職

（休職）

第21条 休職及び休職期間中の給与については、別に定める。

第3節 定年、退職及び解雇

（定年）

第22条 教職員の定年は、満65歳に達した日の属する学年度の3月31日とする。

2 前項にかかわらず、教職員は、別に定める選択定年制度により、満65歳前の年齢で定年退職することができる。

（退職）

第23条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、退職とする。

(1) 自己の都合により退職を申し出たとき。この場合は、退職願を所属長を経て理事長宛、原則として30日前までに提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由による場合は、遅くとも14日前までにこれを提出しなければならない。

(2) 死亡したとき。

(3) 定年に達したとき。

(4) 復職を命ぜられることなく休職期間が満了したとき。

(5) 雇用期間の定めある場合、その期間の満了したとき。

(解雇)

第24条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、解雇する。

(1) 精神又は身体の障害により、職務に耐えないと認めたととき。

(2) 第34条の解雇に該当する懲戒処分を受けたとき。

(3) 職務に通ぜず、明らかに通常業務に支障を生じたと認めたととき。

(4) 試用期間の途中又は終了の際、教職員として不適格と認めたととき。

(5) 業務上の傷病により、療養の開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受給しているとき、又は同日後において傷病補償年金を受給することになったとき。

(6) 学院の都合によりやむを得ない場合

(解雇及び解雇予告手当)

第25条 前条各号により解雇する場合は、30日前にこれを予告するか、又は30日分の平均給与に相当する予告手当を支払う。ただし、前条第2号及び第4号によって解雇する場合で行政官庁の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の予告日数は、その1日について平均給与を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

(退職金)

第26条 退職金については、別に定める。

第5章 保健及び衛生

(保健衛生)

第27条 教職員は、常に保健及び衛生に関する規則を守り、各自の健康増進と疲労回復をはからなければならない。

(勤務禁止)

第28条 次の各号の一に該当すると認められるときは、勤務することができない。

(1) 精神病、法定伝染病又はその疑似患者

(2) その他の病気により医師が勤務することを不適当と認める者

2 教職員と同居する者が、伝染病に罹病し、又はその疑いがある場合に学院が必要と認めるときは、その教職員の勤務を禁ずることがある。

(健康診断)

第29条 教職員は、学院が毎年実施する定期健康診断を受けなければならない。また、学院が必要と認めるときは、教職員に対し、健康診断又は予防接種を行うことがある。

第6章 災害補償

(災害補償)

第30条 教職員が業務上負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による。

第7章 表彰及び懲戒

（表彰）

第31条 教職員が次の各号の一に該当するときは、審議の上これを表彰する。

- （1）誠実に永年勤続した者
- （2）職務上功績のあった者
- （3）学術上有益な研究業績のあった者
- （4）学院の発展に功績のあった者
- （5）災害を未然に防止し、又は災害に際し特に功労のあった者
- （6）その他前各号と同程度の行為又は功労があつて表彰に値すると認められた者

（表彰の方法）

第32条 表彰は、通常学院の設置する学校の創立記念日又は該当者のある都度行い賞状を授与するものとし、これに賞品又は賞金を付加することがある。

（懲戒）

第33条 教職員が次の各号の一に該当するときは、審査の上これを懲戒する。

- （1）学院の規程等に違反したとき。
- （2）第4条各号に掲げる行為があつたとき。
- （3）職務上の義務に違背し、又は職務を怠つたとき。
- （4）正当な事由なくして無断欠勤が1か月に及んだとき。
- （5）採用の際提出した書類に重大な虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- （6）数回の訓戒にもかかわらず改悛の情が認められないとき。
- （7）職務の遂行に関連して故意又は重大な過失により学院に損害を及ぼしたとき。

この場合は、懲戒処分に付するほか、事情により損害の一部又は全部を賠償させることがある。

- （8）その他前各号に準ずる行為があつたとき。

（懲戒の種類）

第34条 懲戒処分は、次に掲げるとおりとする。

- （1）戒告 非違行為の責任を確認し、その将来を戒める処分
- （2）減給 教職員の給与を、一定期間、減額して支給する処分
- （3）停職 教職員を、一定期間、職務に従事させない処分
- （4）降格 教員にあつては職名を、職員にあつては職層及び等級を下げる処分
- （5）解雇 教職員を解雇とする処分

（諭旨解雇）

第34条の2 学院は、前項第5号に定める解雇の処分を行う時、当該処分を受ける教職員が反省の意を表して退職を申し出た場合、情状を酌量し、諭旨解雇として取り扱うことができる。諭旨解雇処分とした場合、第26条に定める退職金については、退職金規程、専任教員退職金規程及び専任職員退職金規程の定めにかかわらず、理事会が決定し、これを支払うものとする。

（減給の期間及び減給する金額）

第34条の3 第34条第2号に定める減給の期間は6か月間以内とし、減給する給与は、労働基準法第91条の規定に基づいて、一回の額が平均賃金の日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の十分の一を超えてはならないものとする。

(停職の期間と給与)

第34条の4 第34条第3号に定める停職の期間は1年間以内とし、給与は停職の期間に応じて次のとおりとする。

(1) 14日間までの期間 無給とする

(2) 14日間を超える期間 基本給及び諸手当の100分の60を支給する

(勤務差止)

第35条 懲戒処分に該当する行為をしたと認められる者に対しては、必要に応じ、処分決定以前においても本人の勤務を差し止めることがある。

2 勤務差止の期間の給与は、通常とおり支給する。

(役職等の解任)

第35条の2 懲戒処分に該当する行為をしたと認められる者が、上智学院職制に定める役職等の地位にある時は、第34条に定める懲戒とは別に、懲戒処分決定以前または懲戒処分決定後に、役職等を解任することがある。

(弁明の機会)

第36条 懲戒審査に当たっては、当該教職員に弁明の機会が与えられる。

第8章 雑則

(海外渡航届)

第37条 教職員が海外へ渡航しようとするときは、あらかじめ行先、期間等を所属長を経て学院に届け出てその承認を得なければならない。

(教員の勤務)

第38条 学院は、教員の職務の特殊性に鑑み、本規則のうち、第5条[勤務時間]、第7条[始業・終業及び休憩]、第10条[時間外及び休日勤務]、第13条[遅刻・早退]について、本規則を適用し難い事項は別に定めることができる。

(クロスアポイントメント)

第39条 教職員は、理事長又は学院が設置する学校の長の承認を受けて、学院以外の大学、公的研究機関、企業等その他理事長又は学院が設置する学校の長が特に認める法人又は機関において勤務することができる。

2 前項に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項は、上智学院クロスアポイントメント制度に関する規程による。

附 則

1 この規則は、昭和59年12月19日から施行する。

2 昭和29年5月6日施行の就務規則は、これを廃止する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、1998年（平成10年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、1999年（平成11年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、2002年（平成14年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、2004年（平成16年）10月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、2005年（平成17年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、2006年（平成18年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、2007年（平成19年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、2009年（平成21年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、2010年（平成22年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、2011年（平成23年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、2012年（平成24年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、2013年（平成25年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2014年（平成26年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2016年（平成28年）1月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、2016年（平成28年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）10月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2019年（平成31年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2019年（令和元年）11月1日から改正、施行し、2019年（平成31年）4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2021年（令和3年）4月1日から改正、施行する。

【資料 38】

上智学院非常勤講師就業規則

制定 平成 25 年 4 月 1 日
改正 平成 26 年 7 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日
平成 29 年 1 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日
平成 30 年 4 月 1 日 平成 31 年 4 月 1 日
令和 2 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 本規則は、上智学院就業規則（以下、「就業規則」という。）第 1 条第 4 項に基づき、学校法人上智学院（以下、「学院」という。）の非常勤講師の勤務、給与及び労働条件に関する基本的な事項について定める。

2 本規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及びその他の法令、又は雇用契約書の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 非常勤講師とは、学院が設置する上智大学、上智大学短期大学部及び上智社会福祉専門学校（以下、「本学」という。）において、本学の専任教員、常勤嘱託教員又は特別契約教授が担当する授業科目を補うために、臨時的、かつ、期間を定めて雇用する者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 本学の専任教員、常勤嘱託教員、特別契約教授又は専任職員として雇用されている者が非常勤講師を兼務している場合は、本規則を適用しない。

(サービスの原則)

第 4 条 非常勤講師は、本規則を遵守し、学院の秩序を維持し、誠実かつ公正に業務に従事するとともに、学院の発展に努めなければならない。

(職務)

第 5 条 非常勤講師は、次の各号の一つに従事するものとする。

(1) 学院が設置する各学校が開講する授業の実施並びにその授業実施に付随する準備及び成績評価

(2) 上智大学における博士前期課程及び博士後期課程にかかわる学位論文審査

(授業不実施の届出)

第 6 条 非常勤講師の自己都合により定められた授業実施時間に授業を実施できない場合は、その旨各学校に届け出なければならない。なお、その場合、非常勤講師は、各学校が定めた期日に補講を行わなければならない。

(禁止事項)

第 7 条 非常勤講師は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 本学の名譽を毀損し、信用を傷つけるような行為
- (2) 学院名及び職名を私事のため悪用するような行為
- (3) 業務上知り得た秘密及び個人情報等を他に漏らし、又は許可なく秘密に関する文書及び個人情報等を他に閲覧させるような行為
- (4) その他学院の指示に反する行為

第2章 雇用

(雇用)

第8条 学院は、教育者としてふさわしい人格と教養を有する者で、学院が設置する各学校における審議を経て、学校の長の承認を受け、学院が必要と認めた者を雇用する。

(雇用契約)

第9条 学院は、非常勤講師として採用する者に対して、本規則を提示し、就業場所、従事する職務、給与、その他の勤務条件を明示した労働条件通知書を付した雇用契約書により、雇用契約を締結する。

(提出書類)

第10条 非常勤講師は、次に掲げる書類を雇用開始日前までに学院へ提出しなければならない。

- (1) 履歴書（学院所定の様式による）
- (2) 日本国籍以外の国籍を有する者は、在留カード（外国人登録証明書）及び資格外活動許可書の写し
- (3) その他、学院が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に異動があったとき、非常勤講師は、これを学院に速やかに届け出なければならない。

(雇用契約の更新)

第11条 学院は、学院の人員計画、カリキュラム編成（開講時期、開講科目、開講曜日、開講時間等の編成）上、引き続き非常勤講師の雇用が必要であると認められる場合に限り、雇用契約を更新する。

(雇用契約期間)

第12条 雇用契約の期間は、雇用契約書にて個別に定める。

(雇用契約の終了)

第13条 非常勤講師が次の各号の一つに該当するときは、雇用契約を終了する。

- (1) 学院に退職願を提出して承認されたとき。
- (2) 雇用期間が満了したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 第5条第2号に定める職務のうち、博士後期課程にかかわる学位論文審査に従事する者を除き、年度の末日において70歳に達するとき。

2 前項第1号で退職しようとする非常勤講師は、少なくとも退職しようとする日の30

日前までに、退職事由及び退職期日を明記した退職願を学院に提出しなければならない。

(休職)

第14条 学院は、労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)第15条の2の規定及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第82号)第7条の規定が適用される場合を含む。)に基づき、期間の定めのない労働契約へ転換した非常勤講師が、業務外の傷病等の事由により欠勤1か月を超え、職務に従事することが不可能な場合、期間を定めて休職を命ずることができる。

2 前項により命じる休職期間内には、欠勤期間を含めるものとする。

3 第1項により命じる休職期間の上限は、次の各号に定める勤続年数の区分に応じて当該各号に定めるとおりとする。

(1) 勤続15年未満 1年6か月まで

(2) 勤続15年以上 2年まで

4 第1項に命じる休職期間中、給与は支給しない。

(解雇)

第15条 非常勤講師が、次の各号の一つに該当すると認められた場合は、解雇する。

(1) 本学院が授業カリキュラム編成・内容変更、学生の受講者数等により、担当する全ての授業の実施を中止したとき。

(2) 精神又は身体の障害により、本規則第5条に定める職務に耐えないと認められるとき。

(3) 就業規則第33条(ただし、就業規則第33条第2号のうち、就業規則第4条第4号に係る行為は除く。)に該当する行為、又は本規則第7条に掲げる行為を行なったとき。

(4) 職務に通せず、明らかに授業の実施に支障を生じたときと認められたとき。

(5) 事業の運営上又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由により、事業の縮小又は部門の閉鎖等(開講時期、開講科目、開講曜日、開講時間等の編成による担当講座の廃止を含む)を行う必要が生じ、かつ他の職務への転換が困難なとき。

(6) その他前各号に準ずるやむを得ない事由があったとき。

2 前項の規定により非常勤講師を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をする。予告しないときは、平均賃金の30日分以上の手当を解雇予告手当として支払う。ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。ただし、行政官庁の承認を得たときは、この限りでない。

3 前項の規定は、労働基準監督署長の認定を受けて非常勤講師を懲戒解雇する場合又は次の各号のいずれかに該当する非常勤講師を解雇する場合は適用しない。

(1) 日々雇い入れられる非常勤講師(ただし、1か月を超えて引き続き雇用されるに至った者を除く。)

(2) 2か月以内の期間を定めて使用する非常勤講師(ただし、その期間を超えて引き続

き雇用されるに至った者を除く。)

第3章 勤務、休日、休暇

(勤務日)

第16条 非常勤講師の勤務日は、雇用契約書に定める担当授業を実施する日とする。

(始業及び終業の時刻)

第17条 非常勤講師の始業及び終業の時刻は、雇用契約書に定める。

(休憩)

第18条 1日の労働時間が6時間を超える場合には45分、8時間を超える場合には1時間の休憩時間を付与する。

(休日)

第19条 本学の定める授業の実施期間のうち、授業を実施しない日を休日とする。

(休暇)

第20条 非常勤講師の休暇は、原則として次のとおりとする。

(1) 学院が設置する各学校の学年暦に定める春期、夏期及び冬期休暇の期間

(2) 就業規則第14条別表第2に定める特別休暇(夏期休暇を除く。)

2 学院は、業務上必要なときは、前項に定める休暇を取り消し、非常勤講師に勤務を命ずることがある。

第4章 給与等

(給与の計算)

第21条 非常勤講師の給与は、授業の実施並びにその授業の実施に付随する準備及び成績評価を含めた職務に対して、経験及び年齢等を個別に考慮して別に定める単価(以下、「基本給月額」という。)により、次の方法により決定し、支給する。

(1) 授業期間中に定期的に授業を実施する場合にあつては、別表1のとおり支給する。
なお、社会福祉専門学校については別途定めるものとする。

(2) 授業期間中に不定期又は連続した日に授業を実施する場合にあつては、別表1の月額に6を乗じ、15で除した金額を1コマ当たりの給与とし、授業実施のコマ数又は時間数に応じて支給する。

2 前項第2号に定める給与については、授業を実施した翌月に支給する。

3 第1項の定めにかかわらず、本規則第5条第2号に定める非常勤講師の給与は、給与規程第27条別表第23により支給する。

(給与からの控除)

第22条 学院は、次に掲げるものを給与の支払の際に控除する。

(1) 所得税

(2) 地方税

(3) 社会保険及び雇用保険の被保険者資格取得に伴う個人負担分

(給与の支給日)

第 23 条 給与は、毎月月末に締め切って計算し、本規則第 21 条により決定した給与額から前条に定める税額等を控除して、毎月 21 日(当日が土・日または休日の場合はその前日)に非常勤講師が指定する本人名義の銀行口座に振り込むことによって支払う。

(社会保険)

第 24 条 非常勤講師は、私立学校教職員共済組合法その他法律の定める条件を満たすと認められた場合に限り、私立学校教職員共済組合へ加入することができる。

(雇用保険)

第 25 条 非常勤講師は、雇用保険法その他の法律の定める条件を満たすと認められた場合に限り、雇用保険の被保険者資格を取得することができる。

(通勤手当)

第 26 条 通勤手当は、授業実施のために公共交通機関を利用し、その運賃を負担している場合で、授業実施が確認された授業担当日を対象として支給する。

2 通勤手当は、1 日の往復運賃額に出講回数を乗じて計算し、出講した月の翌月の給与支給日に支払う。

3 1 日当たり 6,820 円を支給限度とする。

4 自家用自動車、タクシー、ハイヤー及び自転車等を利用している場合は支給対象外とする。

(賞与及び退職金)

第 27 条 非常勤講師に賞与及び退職金は支給しない。

附則

この規則は、2013 年(平成 25 年)4 月 1 日より施行する。

附則

この規則は、2014 年(平成 26 年)7 月 1 日より改正、施行する。

附則

この規則は、2015 年(平成 27 年)4 月 1 日より改正、施行する。

附則

この規則は、2017 年(平成 29 年)1 月 1 日から改正、施行する。

附則

この規則は、2017 年(平成 29 年)4 月 1 日から改正、施行する。

附則

この規則は、2018 年(平成 30 年)4 月 1 日から改正、施行する。

附則

この規程は、2019 年(平成 31 年)4 月 1 日から改正、施行する。

附則

この規程は、2020年（令和2年）4月1日から改正、施行する。

制定 昭和59年12月19日

改正	平成3年4月1日	平成4年4月1日	平成22年4月1日
	平成6年4月1日	平成8年4月1日	平成23年4月1日
	平成10年4月1日	平成11年4月1日	平成24年4月1日
	平成14年4月1日	平成16年10月1日	平成25年4月1日
	平成17年4月1日	平成18年4月1日	平成26年4月1日
	平成19年4月1日	平成21年4月1日	平成28年1月1日
	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成29年10月1日
	平成31年4月1日		

2021年4月27日

報道関係各位

学校法人上智学院

住友林業株式会社

木造耐火構造の「上智大学 15号館」着工

～住友林業の最新技術で脱炭素社会に寄与～

学校法人上智学院（東京都千代田区、理事長：佐久間 勤）と住友林業株式会社（本社：東京都千代田区、社長：光吉 敏郎）は26日、「上智大学 15号館」の起工式を行いました。当施設は国産材を使用した木造 3階建ての耐火構造で、原材料の調達、その輸送、材料の加工など、建築等の過程で出る CO₂（エンボディード・カーボン）の排出を削減します。住友林業が設計・施工し、2022年4月の竣工、同年6月の供用開始を目指します。



鋸入れを行う、暁道佳明上智大学学長

当施設はポストテンション耐震技術^{※1}、耐火木質部材「木ぐるみ FR」^{※2}など住友林業が持つ最新技術を結集しています。当施設の構造躯体のエンボディード・カーボンは概算で 217 トンであり、試算では一般的な鉄筋コンクリート造や鉄骨造で建築された同様の施設と比較し削減できます^{※3}。構造躯体に使用する木材は 111.85m³で、炭素固定量は約 88 トン（CO₂ ベース）に上り、40 年生のスギ約 300 本^{※4}の炭素固定量に相当します。当施設の建設は「街を森にかえる」ことにつながり、SDGs の達成、脱炭素社会の実現にも貢献します。

※1 ポストテンション耐震技術・・・耐力部材に通した高強度の鋼棒やワイヤーロープに引張力を与えることで部材間の固定度を高める技術

※2 木ぐるみ FR・・・木ぐるみ FR®は、1 時間耐火の大臣認定を取得した純木質耐火集成材で、木をあらわしにすることができる構造材

※3 平成 27 年度木材利用推進・省エネ省 CO2 実証業務報告書（林野庁木材利用課）掲載のオフィスモデル試算に基づく数量・面積換算等による推定

※4 林野庁 民間企業活動による二酸化炭素吸収・固定量の「見える化」実証事業 ガイドライン

林野庁 HP https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/20141113_topics2_2.html を参照に 1ha あたり 1,000 本で算出

<建物の特徴>

- ・ 外観は異なる太さの木材を交差させた格子で覆うデザインで、上智大学の建学の理念に連なる「多様性」「他者との交流」「真理」「伝統」を表現しています
- ・ 外部の格子には多摩産材のスギを使用します。
- ・ 住友林業オリジナル塗料の S-100(シリコン系超撥水形塗料) を塗布。S-100 は木目を活かす半透明の塗料で、高い撥水性と潤滑性による防汚性を持ち、太陽光・風雨・温度変化などに対しても変質や劣化が起きにくく、木の外観の美しさを長く保ちます。



- ・ 自然由来の素材や自然の要素を取り込んだバイオフィリックデザインを採用。壁面・屋上緑化や内装にも木材を積極的に使用し、外部格子の隙間から室内にやわらかな自然光が差し込みます。施設利用者の快適性と生産性の向上につながり、幸福度を高めます。

<施設の特徴>

- ・ 1階には一般の方も利用できるカフェを開設し、2階と3階には約60人収容の教室を1つずつ設置します。地域貢献活動の一環として、1階には近隣町会が利用可能な防災倉庫を設ける予定です。
- ・ 15号館は麴町大通りに面したアクセスの良さと、キャンパスから独立した立地を活かし、夜間・休日を含め、さまざまな運用が可能です。
- ・ 各種イベントや公開講座の他、社会人向け講座「プロフェッショナル・スタディーズ」の会場としての活用を計画しています。同講座群には住友林業もアドバイザーパートナー企業として参画しています。

上智学院はこれまでも、再生可能エネルギー100%の電力導入、高効率空調機器への更新やLED蛍光灯の採用などの省エネルギー活動、国連責任投資原則（PRI）に基づくESG投資の実施など、国連の定める持続可能な開発目標（SDGs）実現のための活動に取り組んでいます。上智学院は、今回建設する15号館を、地域のサステナブルなランドマークとして、また、社会人教育や地域交流の拠点として活用することで、活気ある街づくりに貢献していきます。

住友林業は国内外で森林経営から木材の調達、加工、流通、建築、そして林地未利用木材や建築廃材などを燃料とするバイオマス発電事業まで展開しているため、バリューチェーンの至る所で炭素固定やCO₂排出量の削減に貢献することができます。事業活動で生み出す「経済的価値」に加えて、温室効果ガス排出の抑制、生物多様性保全、労働安全や雇用確保など「環境的価値」と「社会的価値」からなる「公益的価値」を高める経営に取り組み、SDGs達成、脱炭素社会への実現に貢献していきます。

■ 物件概要

名称： 上智大学 四谷キャンパス 15号館 新築計画
 計画地： 東京都千代田区麴町六丁目16番、17番、18番の各一部
 用途： 学校、飲食店舗
 構造規模： 木造 耐火構造 地上3階建て *ポストテンション技術、木ぐるみFR、S-100を採用
 木材使用量： 構造・羽柄材 111.85 m³ 外装材 11.82 m³
 炭素固定量（CO₂ベース）： 約88トン（構造・羽柄材）、約7トン（外装材）
 建築面積： 163.05 m²（49.32坪）
 延床面積： 478.35 m²（144.69坪）
 1階：154.43 m²（46.71坪） カフェ
 2階：163.05 m²（49.32坪） 教室
 3階：160.87 m²（48.66坪） 教室
 スケジュール： 2021年5月着工 2022年4月竣工



「リリースに関するお問い合わせ先」

学校法人上智学院 総務局広報グループ

TEL : 03-3238-3179 / Eメール : sophiapr-co@sophia.ac.jp

住友林業株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 真鍋・河村

TEL : 03-3214-2270 / Eメール : ccom@sfc.co.jp

【資料 40】 キャンパス改善に向けた取り組み

「すべての利用者にとって安心・快適なキャンパスづくり」を目標に、上智大学四谷キャンパスのユニバーサルデザイン化を進めています。まずは多くの学生が抱くキャンパス内の「サイン不足・統一性の低さ」に着目し、どのようなサインを設置することが理想であるかニーズを把握したうえで、9月に一般学生も参加してフィールドワーク調査を行いました。今後は調査結果をもとに、D&Iをはじめ様々なサステナビリティ領域に視野を広げたサイン計画（マニュアル・ガイドライン）を作成し、環境・情報・意識の3つのバリアの改善に努めていきます。

また、学食やキッチンカーでのマイ容器利用やアレルギー表示の徹底についても関連部署と連携しながら進めていく予定です。日常生活から意識を持ってもらい、持続可能な社会に向けての議論があふれるキャンパスを目指します。

（出典）「サステナビリティ推進本部について&学生職員の取り組み」

<https://sophia-sdgs.jp/efforts/82/>

（令和4年9月1日 閲覧）

【資料 41】

応用データサイエンス学位プログラム運営委員会内規【案】

制定 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、上智大学大学院学則第 11 条に基づき、応用データサイエンス学位プログラム運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の構成及び運営について必要な事項を定める。

(構成)

第 2 条 運営委員会は、大学院担当教員選考基準及び審査手続第 3 条第 1 項及び第 2 項に該当する応用データサイエンス学位プログラム（以下、本プログラムという。）に所属する専任教員（連係研究科との兼務教員を含む）をもって構成する。

2 教員の人事に係る教育研究業績の審査に関する運営委員会の構成は、その審議事項の対象となる職（資格）と同職（同格）以上の教員のみとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、特に必要と認められた場合には、運営委員会は同項と異なる構成とすることができる。

(運営委員長)

第 3 条 運営委員会に委員長 1 名を置く。

2 運営委員長は本プログラムに所属する専任教員の中から学長が任命する。

3 運営委員長の任期は 2 年とし、再任を妨げないが、連続して 4 年を超えて在任することはできない。

(運営委員長補佐)

第 4 条 本プログラムに運営委員長補佐 1 名を置く。

2 運営委員長補佐は本プログラムに所属する専任教員の中から学長が任命する。

3 運営委員長補佐の任期は 2 年とし、再任を妨げないが、連続して 4 年を超えて在任することはできない。

(運営委員長代行)

第 5 条 運営委員長に事故ある場合には、原則として運営委員長補佐を、運営委員長の代行として、学長が任命する。

(審議及び意見具申)

第 6 条 運営委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了その他学生の身分に関する事項

(2) 学位論文の審査

(3) 学生の賞罰

(4) 本学位プログラムの教育課程に関する事項

(5) 授業科目の種別、編成及び担当に関する事項

(6) 教員の人事に係る教育研究業績の審査

(7) 連係研究科との教育課程及び人事等の調整に関する事項

2 前項第 6 号の審査には、連係研究科との兼務教員に関する審査を含まない。

3 運営委員会は、第 1 項に規定するもののほか、本学位プログラムの教育研究に関する事項及び予算編成など

管理運営に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(運営)

第7条 運営委員会は、運営委員長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、定例運営委員会及び臨時運営委員会とし、臨時運営委員会は必要ある場合に随時招集する。

3 運営委員会は、必要ある場合に各種委員会を置くことができる。

(定足数)

第8条 運営委員会の定足数は、在外研究、特別研究及び休職中のものを除く構成員の過半数とする。

2 前項の規定にかかわらず、教員の人事に係る教育研究業績の審査に関する運営委員会の定足数は、公務、在外研究、特別研修、正式に認められた出張、及び休職のため運営委員会に出席できないものを除く構成員の3分の2以上とする。

(議決)

第9条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

2 前項の規程にかかわらず、教員の人事に係る教育研究業績の審査に関する運営委員会の議事は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(議事録)

第10条 運営委員会の議事については、議事録を作成し、運営委員長がこれを保管し、またその写しを次回の運営委員会までに構成員に配布し、次回運営委員会で承認を得るものとする。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、公務、在外研究、特別研修、正式に認められた出張、及び休職のため運営委員会に出席できないものを除く構成員の3分の2以上の出席と、出席者の3分の2以上の賛成を必要とし、本学院の定める手続きによる。

附則

この内規は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

【資料 42】

上智大学における教育研究の質保証に関する規程

制定 2022 年（令和 4 年）1 月 1 日

（目的）

第 1 条 この規程は、上智大学（以下「本学」という。）が、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育研究活動の質保証を行うとともに、教育・研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、絶えず教育研究活動の質の改善・向上に取り組む（以下、教育・研究活動の質の改善・向上のために必要な内部的なプロセスを「内部質保証システム」という。）ために必要な事項を定める。

（権限と責任）

第 2 条 学長は、本学における教育研究活動の質を保証し、内部質保証システムを適正に機能させるために必要な権限と責任を有する。

（内部質保証システム）

第 3 条 本学における内部質保証システムは、上智大学企画会議（以下「大学企画会議」という。）による企画、学部・研究科・センター等による活動実施、上智大学自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）による点検・評価、及び上智大学質保証運営会議（以下「質保証運営会議」という。）による検証・改善提案から構成されるものとする。

（企画）

第 4 条 大学企画会議は、本学の教育研究活動に関する重要事項等を企画し、当該企画を実施するために必要な計画、方針等を審議決定する。ただし、理事会又は高等教育常務会の決裁を要するものは除く。

2 大学企画会議に関する事項は別に定める。

（実施）

第 5 条 各学部・研究科・センター等は、前条により大学企画会議が決定し、学部長会議、大学院委員会、上智大学ファカルティ・ディベロップメント委員会その他の関係会議・委員会を通じて提示された計画、方針等に従い、教育研究プログラムを実施する。

2 学部長会議、大学院委員会及び上智大学ファカルティ・ディベロップメント委員会に関する事項は別に定める。

（点検・評価）

第 6 条 自己点検・評価委員会は、前条により、各学部・研究科・センター等が実施した教育研究プログラムについて、定期的に点検・評価する。

2 自己点検・評価及び自己点検・評価委員会に関する事項は別に定める。

（検証・改善提案）

第 7 条 質保証運営会議は、前条により、自己点検・評価委員会が行った点検・評価の結果に基づき、これを

検証し、具体的な改善案を策定する。

2 質保証運営会議は、前項により策定した改善案を学長若しくは大学企画会議に上申し、又は学部長・研究科委員長・事務部局の長等に改善を要請する。

3 質保証運営会議に関する事項は別に定める。

(事務局)

第8条 内部質保証システムの運営統括にかかる事務は、経営企画グループが所管する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、本学院の定める手続により行う。

附 則

この規程は、2022年（令和4年）1月1日から施行し、2021年（令和3年）5月1日から適用する。

【資料43】

2021年度FD活動状況

FD委員会事務局

資 I -2

2022年6月20日開催 FD委員会資料 より抜粋



2021年度FD委員会の活動

● FD委員会主催・共催講演会テーマ

	活動内容・講演タイトル
1	新任教員・TAオリエンテーション研修（オンデマンド）／春学期・秋学期
2	EMI-ShareワーキンググループによるLunch Gathering Session (春学期) 第1回 Sharepoint: Ideas for HyFlex 第2回 Reducing anxiety for students in coursework 第3回 Sharepoint – Tips for active learning in online and Hy-flex classes (秋学期) 第1回 英語で授業をする教員のランチタイム Online 交流会/Teaching in English Lunchtime Online Gathering 第2回 Language awareness in EMI:Theoretical concepts and practical tips for content specialists 第3回 Changing approaches to assessment in EMI: putting our experiences into better practice “post-pandemic” whilst maintaining academic integrity 第4回 Encouraging autonomy in online and face-to-face learning
3	創立記念企画「新しい学び」実践ワークショップ
4	外国語学部、グローバル教育センター共催：講演会「ジェンダーの視点を変えた政治学の授業」
5	総合グローバル学部共催：講演会「“reasonable”なシラバスの書き方」
6	総務グループ共催：各学部等教授会におけるハラスメント研修
7	JPPF（全国私立大学FD連携フォーラム）オンデマンド講義

● FD委員会主催授業アンケート

- ・（学部）春学期全学共通科目授業アンケート（GP表彰実施）
- ・（学部）秋学期全学共通科目授業アンケート（GP表彰実施）
- ・大学院授業アンケート（対象：神学研究科、文学研究科、実践宗教学研究科）

【資料 44】「教皇フランシスコからのメッセージ『叡智の座の大学』で学ぶ者へ」を開催

(2019年) 11月26日、教皇フランシスコが本学四谷キャンパスを訪れました。教皇フランシスコは、本学の設立母体であるカトリック修道会・イエズス会出身の初の教皇です。本学への教皇の訪問は、1981年の聖ヨハネ・パウロ2世教皇以来、38年ぶりとなります。11月23日に来日し、長崎、広島を訪問された教皇は、日本滞在最終日の26日に本学を訪れ、6号館101教室で学生・教職員に向けて、メッセージを送りました。

この度の来校に先立ち、本学では教皇フランシスコの日本訪問前に、3回にわたって講演会やシンポジウムなどを開催し、教皇をお迎えする準備を進めてきました。また、2017年12月18日には、映像回線を通じた企画「教皇フランシスコと話そう」において、本学学生たちと対話を楽しまれるなど、交流を重ねました。

約700人の学生・教職員で満席となった会場では、聖歌隊によるカトリック典礼聖歌「ごらんよ空の鳥」の後、「あなたの平和の」を来場者全員が歌う中、教皇が入場しました。

冒頭、佐久間勤理事長から「日本におけるカトリック大学であり、イエズス会により創立された大学として、今日ここに教皇聖下がいらっしゃることを大変光栄に存じます。本日、私達とともに時間を過ごしてくださることに、心より感謝申し上げます」と歓迎の挨拶がありました。

続いて、「教皇フランシスコからのメッセージ 叡智の座の大学で学ぶ者へ “Pope Francis’ Message to Students at Universitas Sedis Sapientiae”」と題して、教皇フランシスコからメッセージをいただきました。

出典：上智大学公式ウェブサイト「教皇フランシスコからのメッセージ『叡智の座の大学』で学ぶ者へ」を開催

https://www.sophia.ac.jp/jpn/news/PR/Message_20191126.html

(令和4年9月1日 閲覧)

【資料 45】 2021 年度に実施した「教学の方針・進捗に関する説明会」内容一覧

・ 5 月 11 日

「新教育体系について」／伊呂原 隆 学務担当副学長

・ 5 月 30 日

「基盤教育の運営と組織について」／曄道 佳明 学長

「2021 年度入試の振り返りと 2022 年度入試の広報について」／西澤 茂 高大連携担当副学長

・ 6 月 24 日

「2021 年度オープンキャンパス実施報告、2025 年度入試改革のポイント」／西澤 茂 高大連携担当副学長

「上智大学のグローバル教育の取り組みについて」／森下 哲朗 グローバル化推進担当副学長

・ 7 月 8 日

「2021 年度卒業時成長実感調査の結果について」／西澤 茂 高大連携担当副学長

・ 7 月 23 日

「プロフェッショナル・スタディーズについて ～開設の趣旨と現況～」／曄道 佳明 学長

「基盤教育：新全学共通科目（コア）各カテゴリおよび必修科目概要説明」／伊呂原 隆 学務担当副学長

・ 10 月 14 日

「上智大学のグローバル・レピュテーション・マネジメントについて」／森下 哲朗 グローバル化推進担当副学長

・ 11 月 25 日

「学修成果の可視化への取り組みについて ～その必要性と具体的方策～」／伊呂原 隆 学務担当副学長

・ 12 月 23 日

「本学におけるデータサイエンス教育の体系化～基盤教育データサイエンス療育～」／伊呂原 隆 学務担当副学長

「本学におけるデータサイエンス教育の体系化～大学院連携学位プログラム構想～」／曄道 佳明 学長

・ 2 月 24 日

「2022 年度に始まる新たな教育体系・基盤教育について」／曄道 佳明 学長、伊呂原 隆 学務担当副学長

・ 3 月 24 日

「2022 年度入試の総括および 2023 年度入試の展望について」／西澤 茂 高大連携担当副学長